

第2章 全体構想

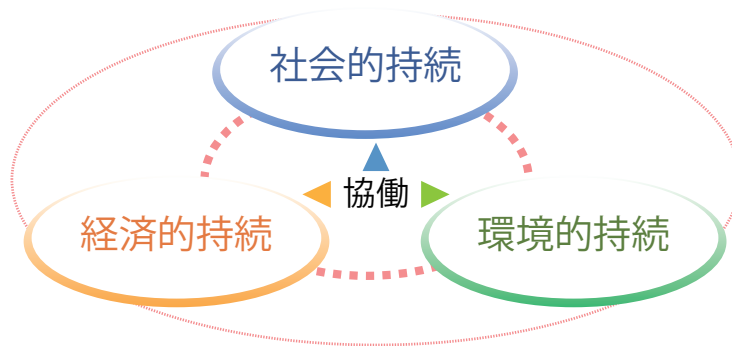
1-1 基本理念と将来都市像

(1) 基本理念

都市づくり（都市計画）は、その実現に多くの期間を要することから、総合的かつ普遍性を有する理念を持ちながら進めていくことが必要です。

そこで、本計画では、市民がまちへの愛着と誇りを持ち続けられるような、個性ある都市の育成・充実を図るとともに、社会的・経済的・環境的に持続可能な都市（サステナブル・シティ）の実現に向けて3つの理念を掲げます。

都市の成熟化と持続的発展の調和を目指す3つの理念



社会的に持続可能なまちの実現：市民がいつまでも健康で文化的な生活が続けられる都市へ

都市は、そこに暮らす人々が創り上げていくものです。主役は市民です。そして、都市は、そこに住み活動する市民の顔の投影です。住むだけの場所ではなく、より質の高いそれぞれの価値観に合った暮らしや活動ができる場所として、人口規模の大小にかかわらず魅力ある都市づくりを進めていくことが重要です。

経済的に持続可能なまちの実現：人、自然、産業が共存できる多様性のある柔軟な都市へ

農地や工業団地・商業集積地などの本市の活力を生み出す産業の場と、そこに暮らす人々の生活の営みの場が共存し、良好な関係を保つことのできる、多様性を受容する柔軟な都市を創造していくことが重要です。さらに、金融・経済、サービス、労働力、文化など、あらゆる分野でボーダレス化が加速し、あらゆる枠組みが大きく変化する時代の中で発展し続けるためには、社会変化に対する適応力、柔軟性、回復力（レジリエンス）のある都市づくりを続けていくことが重要です。

環境的に持続可能なまちの実現：環境負荷を小さくする都市へ

今、世界中で持続可能な社会づくりに向けた取組が、様々な分野において進められています。本市においても、環境負荷の小さい（エコロジカル）都市構造への転換、資源・エネルギー利用の効率化や再利用、新エネルギーの導入、施設の更新や長寿命化などを進め、持続可能性を高めていくことが重要です。

(2) 将来都市像

「第2次神栖市総合計画（かみす共創まちづくりプラン）」では、神栖市の将来像を「みんなでつくる新しい神栖市～かみすを好きな人があふれるまちを目指して～」と掲げています。「神栖市都市計画マスタープラン」では、この将来像の実現を目指し、さらにその先の未来を見据えながら、神栖市の都市づくりに向けた将来像を次のように設定しました。

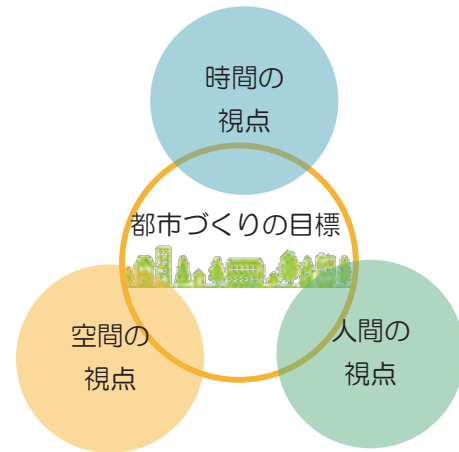
将来都市像

人 自然 産業 共に創る安心なまち かみす



1 - 2 都市づくりの目標

我々が生活している場や環境を、時間・空間・人間（社会）の3つの視点で捉えながら、本市の都市づくりの目標として、以下の7つの目標を設定します。



都市の持続可能な成長を目指した都市づくりの目標

目標 1 持続可能な成長を支える都市づくり

- 工業、農業、漁業などの産業を強みとして、人口構成の変化にも柔軟に対応し、効率的な都市基盤や都市施設等の整備・維持管理が可能な都市づくりを目指します。

目標 2 地球環境問題に対応した都市づくり

- 資源・エネルギー循環を推進し、CO₂排出量・廃棄物発生量の少ない、先進的な環境都市の構築に努め、自然的土地利用、美しい景観を次世代へ継承できる都市づくりを目指します。

質の高い都市空間の構築を目指した都市づくりの目標

目標 3 軸と拠点を生かした都市づくり

- 南北に長い市の形状をフォローする「軸」を活用したネットワークづくりを進め、「拠点」に都市機能を集約化しながらも利便性の維持を図り、人や情報の交流があり、活気のある都市づくりを目指します。

目標 4 それぞれの地域特性を生かした都市づくり

- 商業、業務、住宅、医療・福祉等の都市機能や、農用地、美しい海浜部や利根川の自然的土地利用等、地域の特性を生かしたバランスのとれた都市づくりを目指します。

目標 5 情報通信技術に対応した都市づくり

- 新たな都市基盤として、ICT（情報通信技術）環境の充実を図り、安全に、快適に、効率的に情報通信技術を活用できる都市づくりを進めます。

都市と人間の豊かな関係を目指した都市づくりの目標

目標 6 誰もが安心して暮らせる住みよい都市づくり

- 災害による被害をできるだけ小さくとどめ、市民が安心して暮らせる環境をつくるとともに、生活の利便性や住環境の向上を図り、暮らしの満足度を高める都市づくりを目指します。

目標 7 市民の意見を反映する参加と協働体制による都市づくり

- 市民の自発的な活動を原動力に、地域が自ら問題の解決方法を考える、自律的で力強いコミュニティの形成を図りながら、市民・事業者・行政が共に手を携えながら進める都市づくりを目指します。

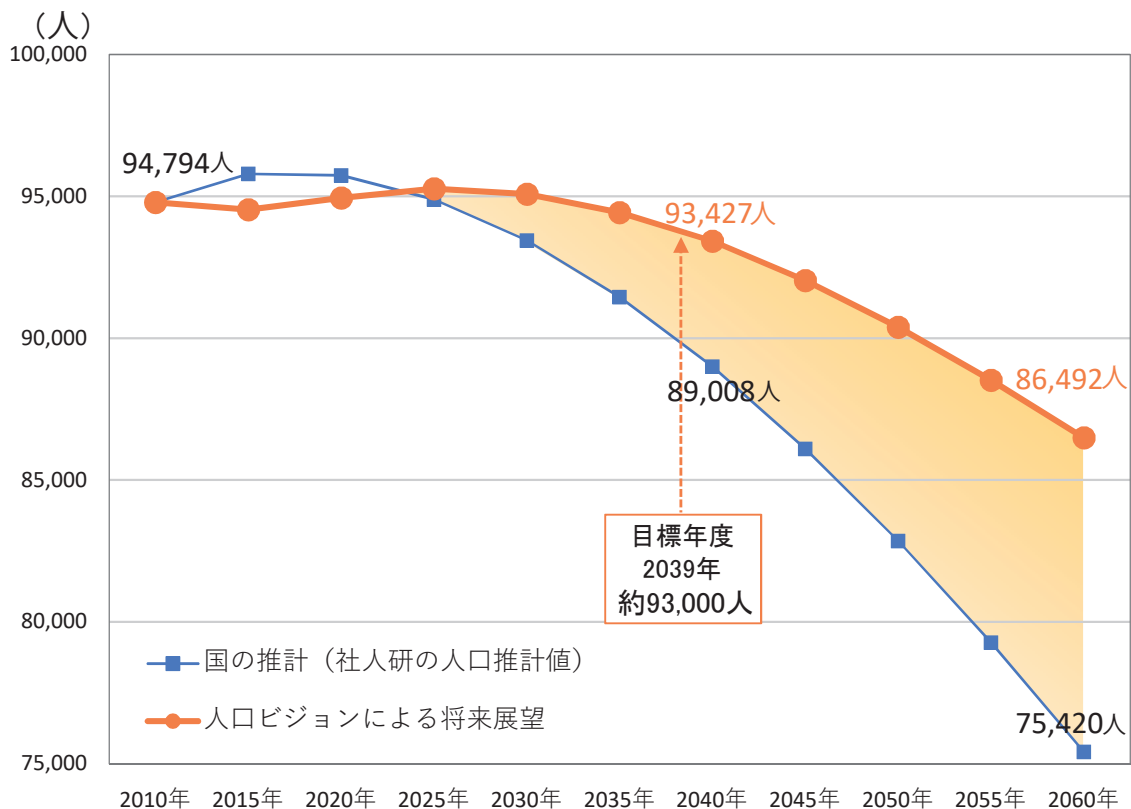
1 - 3 将来人口の見通し

本計画においては、人口減少社会においても各種施策の実施により、およそ90,000人規模の都市を維持することに努めながら、神栖市人口ビジョンにおける人口の将来展望を前提に、本市の将来人口を以下のように設定します。

将来人口

目標年度（2039年）における将来人口を **約93,000人** とします。

●神栖市の人口推計



※神栖市人口ビジョンのデータから、本計画の目標年度である2039年の数値を算出しました。その結果、人口ビジョンによる2039年の人口は約93,600人、国の推計(社人研)による2039年の人口は約89,500人と計算されます。

2-1 神栖版コンパクトシティの具体的なイメージ

(1) 都市計画に求められる役割

都市計画には、市民の生命・身体・財産を守るセーフティネットとしての役割と、人が集い、にぎわいや交流が活発に行われる市民の暮らしや営みを豊かにしていく役割の両面があります。

我が国の人口は、今後さらに減少が進むと考えられます。地方だけでなく都市部においてもこの影響が広まっていくと予想されています。本市においても、人口減少や少子高齢化が進むと予測されており、社会的な活力の低下や地域の経済活動への影響が懸念されています。重化学コンビナートを中心としたまちへと発展してきた本市では、鹿島開発による人口増の中で都市づくりが支えられてきた背景があることから、定住者をターゲットとした課題解決型の「守り」のみならず、来訪者を呼び込む魅力創出型の「攻め」の両面を意識した都市づくりを行う必要があります。

人口減少・少子高齢化が及ぼす都市計画への影響

●長期的な都市機能維持の限界（時間の視点）

時間の経過とともにハードウェアの老朽化や機能の低下が発生し、行政サービス水準の低下や地域公共交通の撤退・縮小、生活関連サービス（小売・飲食・娯楽・医療機関など）の縮小、道路・橋・上下水道といったインフラ維持・管理の負担縮小など、様々な面で対応を縮小せざるを得なくなることが想定されます。

●都市空間のスポンジ化・荒廃化（空間の視点）

空き地や空き家、空き店舗、工場跡地の増大が進むほか、耕作放棄地や荒れ地など利用されない土地が増大し、地域の経済・産業活動の縮小や景観や治安、安全性の面で質の低下が進むことが想定されます。

●コミュニティの低下（人間の視点）

地域活動が縮小することによって、市民同士の交流の機会が減少し、地域のにぎわいや地域への愛着が失われていくことが想定されます。

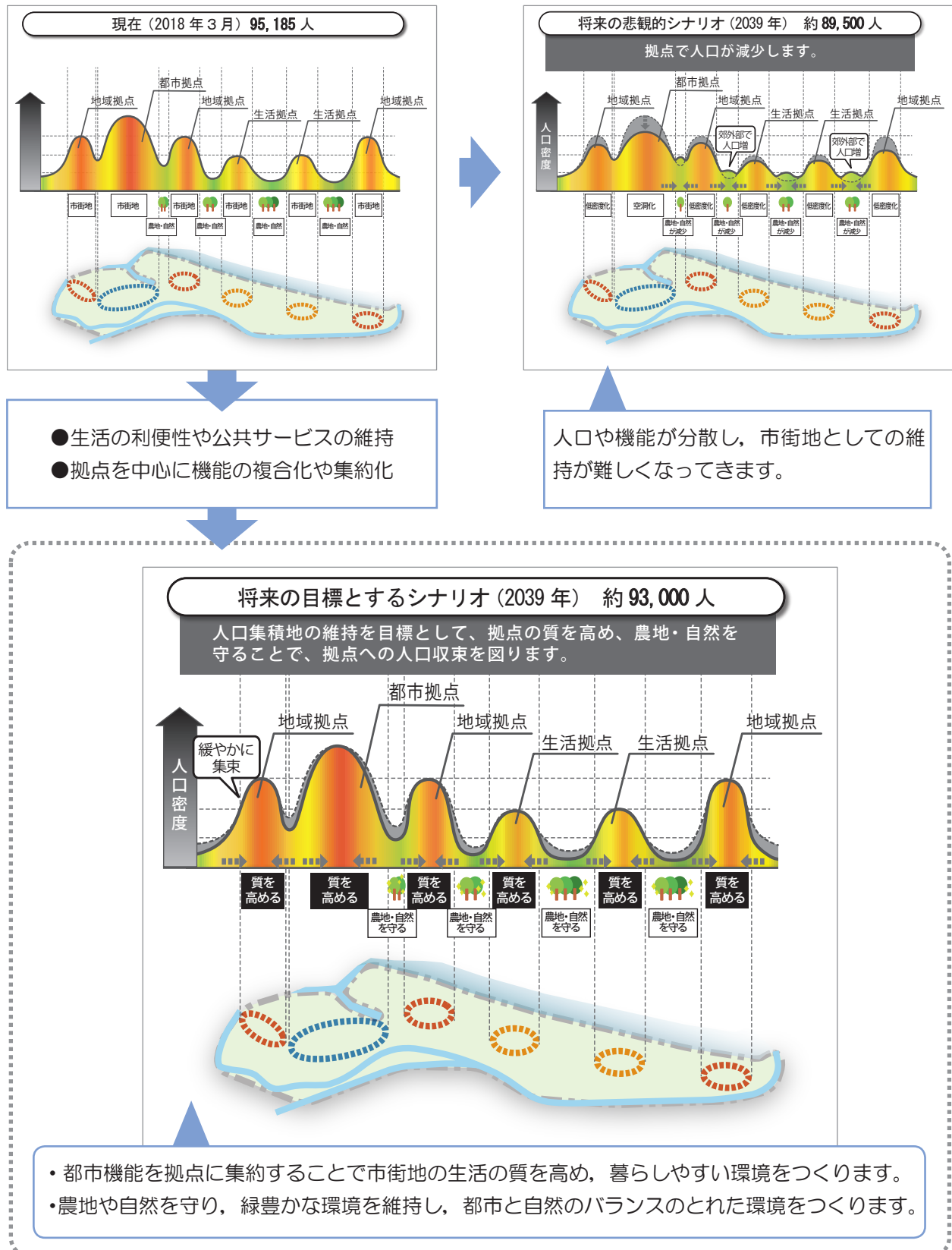


「守り」の都市づくり：市民生活の利便性や公共サービスの水準を適切に維持し、市民の暮らしが安心して快適に送れる都市空間を形成していく都市づくり

「攻め」の都市づくり：機能の複合化や集約化などにより都市機能の高度化を図り、個性と魅力のある都市空間を形成していく都市づくり

コンパクトシティの考え方

市街地における各種拠点や市街地の面的土地利用においては、都市の規模が現実的に小さくなることから、一定の市街化機能が維持できる場所を拠点として位置づけ、緩やかに収束していくようコンパクトな都市づくりを進めることを基本とします。



(2) 神栖版のコンパクトシティの形成

本市は三方を水域（海・河川）に囲まれ、北西から南東に向けて細長い地形を有しており、国道 124 号を軸に並ぶように市街地が連なる都市構造をしています。産業構造の特性に応じた土地利用をベースとしつつ、将来の人口規模に応じた集積地点への都市機能の集約を図りながら、それらの都市機能を分担・連携させる軸の形成により、神栖らしさを残した特徴のあるコンパクトシティの形成を目指します。

集約と連携を生かしたコンパクトシティの実現

●まちの生業（産業）の特性に応じた土地利用

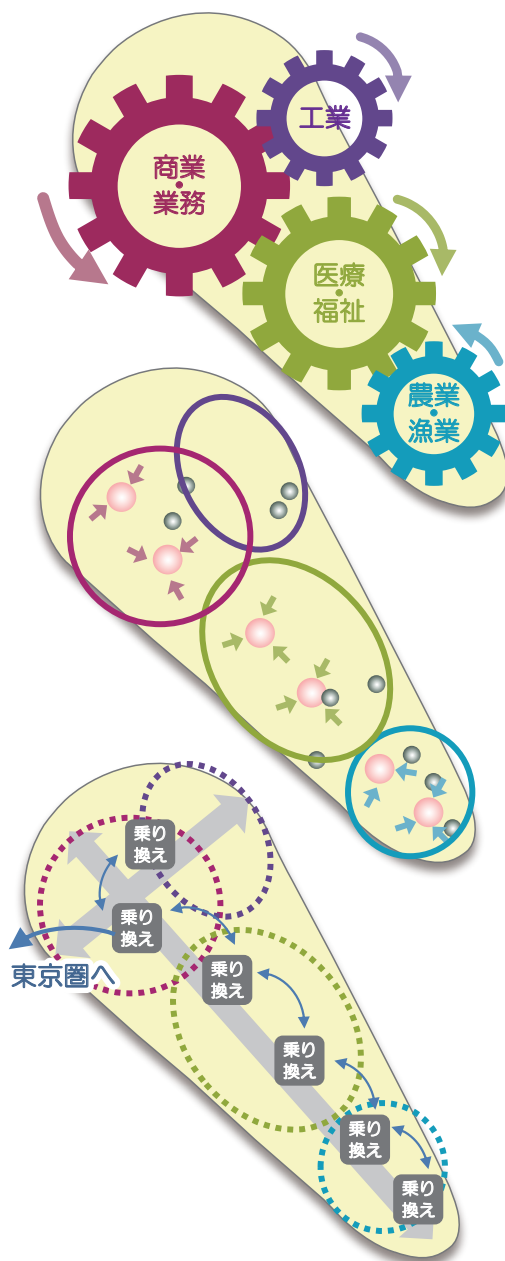
工業・商業・農業・漁業・観光など多様な産業を生かしながら、それらが相乗効果をもたらすバランスのある土地利用を図ります。

●人口バランスに応じた都市機能の集約

年齢構成や人口増減の状況を踏まえながら、地域のニーズに応じた都市機能を集約・配置します。市域が南北に長いことから、一定の間隔で複合的な機能を集約することにより、地域における市民生活の中心的役割を担います。

●市域をつなぐ連携軸の形成

便利な幹線道路および公共交通網で市域全体を一つの軸で結び、中心性のある集積地点へのアクセス性の向上や交通結節点の高機能化を図り、円滑な移動環境を構築し、都市機能の連携性を高めます。



2-2 将来都市構造

将来フレームを踏まえながら、「時間の視点」、「空間の視点」、「人間の視点」で捉えた都市づくりの目標に取り組み、コンパクトシティの形成を都市づくりの基本的な考え方として、集約と連携を生かした機能的な都市構造の実現を目指します。

(1) 都市と自然のバランスがとれた「土地利用」

●土地利用のイメージ

国道124号を基軸とした商業・業務系土地利用、重化学工業と漁業の拠点となる産業系土地利用、面的に広がる住宅系土地利用、農地・河川などの自然的土地利用のバランスを保ち、円滑な社会・経済活動を支える土地利用を推進します。



(2) 集約と連携を生かす「拠点・核」、「軸」、「エリア」の配置

1) にぎわいとうるおいのある地域づくりを育む「拠点・核」の配置

●拠点の配置のイメージ

本市のにぎわいを形成し、生活に必要な機能が集積するまとまりを持った地区を“拠点”とし、拠点の機能を補完するとともに市民の生活の質を高める機能を備える主要な施設および地区を“核”として位置づけます。

拠点については、本市の中心地的なにぎわいを形成し、広域的な交流機能を持つ「都市拠点」、地域生活に必要な商業・サービス系の施設と住宅が集積する「にぎわい地域拠点」、住宅と生活を支える施設によって形成される「生活地域拠点」を位置づけます。

核については、それぞれの機能の特性に応じて「交流の核」、「ふれあいレクリエーションの核」、「水と緑の憩いの核」、「産業活力の核」を位置づけます。

「拠点・核」においては、既存の施設を活用し、市内の連携を図りながら、市全体のバランスのとれた整備を進めます。

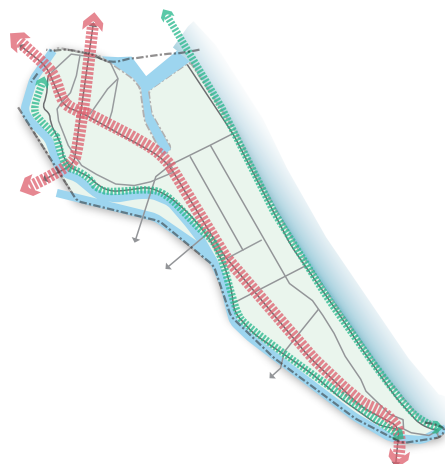
●核の配置のイメージ



2) 都市構造を支える「軸」の配置

市民の移動、物流を支える道路として、神栖市の骨格的な機能を持つ国道124号を「都市中心軸」として位置づけます。また、それらを補完する連絡道を「市内連携軸」として位置づけ、市内連携網の強化を図ります。海岸線と河川沿岸を「水と緑の連携軸」として位置づけ、神栖市の恵まれた自然の魅力を高めます。

●軸の配置のイメージ

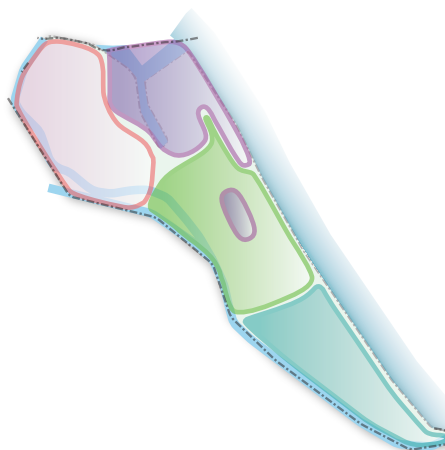


3) 都市機能の効率性を高める「エリア」の形成

コミュニティや都市機能の充実を図るため、以下の4つのエリアを設定し、効率的なまちづくりを推進します。

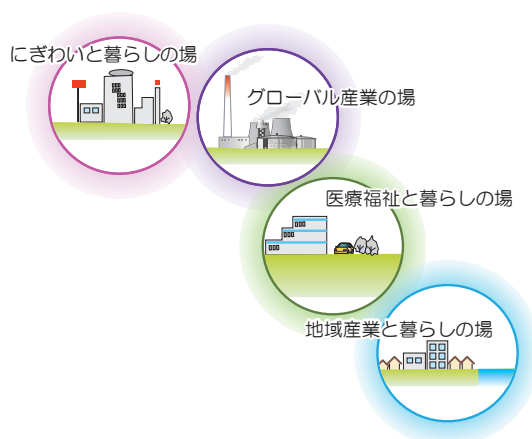
- 鹿島臨海工業地帯、波崎工業団地を中心とした「港湾・工業地区」
- 国道124号沿道に集積する商業施設や、神栖市役所、中央公民館、文化センター、武道館をはじめとする公共施設が多く立地する「北部地区」
- 知手中央市街地および若松市街地を中心とした「中部地区」
- 土合市街地および波崎市街地をコミュニティの中心とした「南部地区」

●エリアの配置のイメージ



(3) 暮らしをつくる「場」の創造

それぞれのエリアの中には、それぞれの特徴を生かしながらも、暮らしに必要な機能、暮らしを豊かにする要素がバランスよく配置されていることが必要です。それらの機能や要素を総合的に捉え、暮らしを特徴づける「場」として、「にぎわいと暮らしの場」、「グローバル産業の場」、「医療福祉と暮らしの場」、「地域産業と暮らしの場」を位置づけ、それぞれの地区の個性と魅力を高めていくよう努めます。



将来都市構造についての概念

■ バランスのとれた土地利用の要素 ■

市街地・住宅地・田園地域・工業地域・河川・海のバランスを保ち、円滑な社会・経済活動を支える土地利用を推進

■ 既存の施設や資源等の要素 ■

既存の都市機能の集積や資源等を活用しながら、市民の交流を育む中心的な役割を担う「拠点」と「核」を配置

■ 拠点を連携する軸の要素 ■

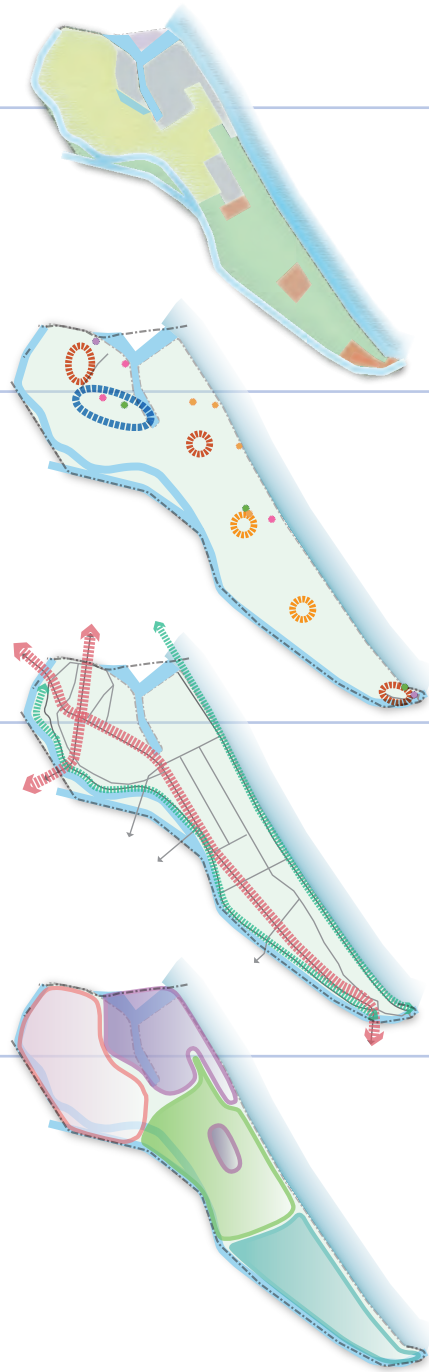
各拠点を連絡しながら、都市としての交通機能向上をはじめ、市内や近隣市町等との広域的な連携を強化する「軸」を配置

■ 効果的な整備を図る各エリアの要素 ■

各地域の均衡あるまちづくりの展開を図るため、拠点や核、軸などの機能を効果的に分担させる「エリア」を配置

■ 暮らしの質を高める場の要素 ■

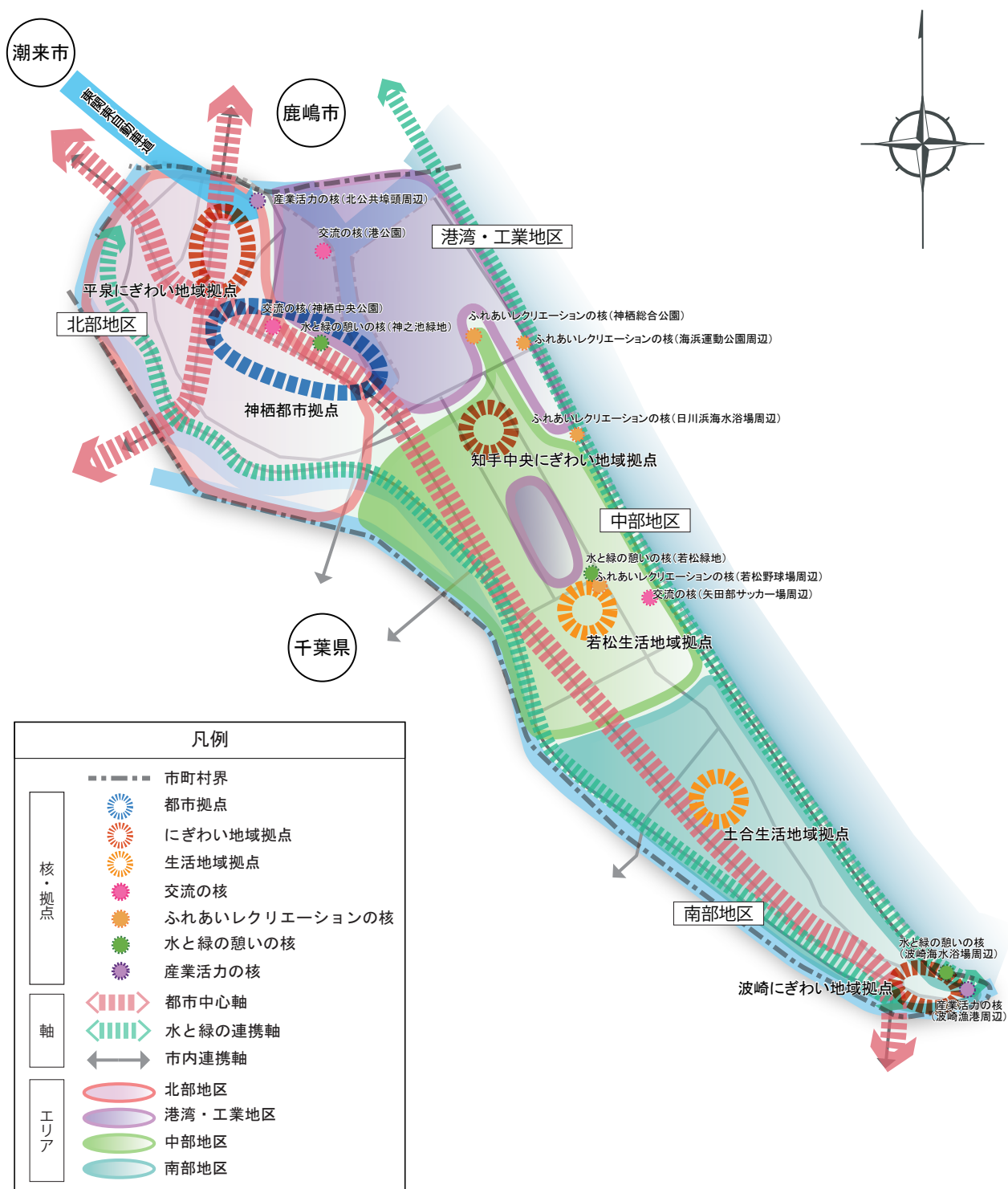
地域の特性を生かしながら、暮らしの中に様々な機能をバランスよく備え、暮らしを豊かに、充実させるための「場」を誘導



にぎわいと暮らしの場



◆将来都市構造図



3-1 土地利用の方針

(1) 将来の土地利用の方針

■基本的考え方

これまでの取組から

本市は、豊かな水の恵みを受け、利根川水運など海や河川とともにあった地勢的な条件をベースに、鹿島開発に伴って重化学コンビナートを中心としたまちへと発展してきました。市の骨格をなす道路体系が整備され、それを軸に沿道型商業・業務系土地利用や、重化学工業と漁業の拠点としての産業系土地利用、面的に広がる住宅系土地利用などの都市的土地利用と、優良農地、河川等の自然的資源を活用した田園・緑地系などの自然的土地利用が成されています。

今後は、時代の流れとともに神栖市が発展する過程の中で形づくられてきた、多様な都市空間のつながりを保ちつつ、豊かな自然と都市がいつまでも調和する都市づくりを基本としていくことが重要です。

これからの取組の方向性

1. バランスのとれた持続可能性のある土地利用

豊かな水と緑の恵みを大切にしている自然的土地利用、重化学コンビナートを中心とした県内有数の都市として発展する土台となってきた都市的土地利用、両方の特徴を生かしながら、社会・経済・環境の3つのバランスを保つことを意識した土地利用を図ります。

2. 都市と自然の重なりを大切にする神栖らしさのある土地利用

活力あふれる都市的土地利用から緑豊かな自然的土地利用をつなぎ、グラデーションのように重なり合う部分については、自然と共生した良好な土地利用を図ります。

3. 時代の変化に対応した柔軟性のある土地利用

人口減少・少子高齢化や産業のパラダイムシフト※は、土地利用に大きな変化をもたらすものと予想されます。画一化する土地利用では、それらに対応できず低・未利用地が増大するおそれもあります。そのため、地域の実情に適した柔軟性のある土地利用を図ります。

※パラダイムシフト：その時代や分野において当然のことと考えられていた認識や思想、社会全体の価値観などが劇的に変化すること。

1) 都市的土地利用

①商業・業務区域

商業・業務系の施設が集積する区域においては、広範な地域の人々に様々なサービス等を提供する高次都市機能の集積する商業・業務地の形成（鹿島セントラルホテル周辺や神栖中央公園周辺などの整備）を図り、本市の顔として広域的な求心力を高めます。

さらに、南北に細長い本市の地形などから、市民の利便性を確保するために、骨格となる国道124号沿道や地域ごとに日常の生活圏を支える商業・サービス機能の充実・強化を図ります。

- ・鹿島セントラルホテル周辺の商業系用途の区域においては、商業・業務・文化・レクリエーション等、市民の多様なニーズに対応できるよう、広域的にも魅力ある高次都市機能の集積強化を図ります。
- ・国道124号沿道の商業・業務・サービスを提供する区域においては、比較的規模の大きい商業施設の誘致や駐車場整備など、市民ニーズに即した商業・業務空間の形成を図ります。
- ・波崎市街地においては、日常生活に必要な日用品を取り扱う中小規模の商業施設や、金融機関、公共公益施設の集積を促進し、地域コミュニティを支える諸機能の集積や商業地の形成を図ります。

②工業・流通業務区域

工業・生産系および流通・業務系の企業が立地する区域においては、操業環境の向上を促進するため、港湾機能の強化や道路など都市基盤の整備を推進します。また、漁港の充実を図り、沖合漁業および沿岸漁業の拠点基地として整備を推進します。

- ・鹿島臨海工業地帯の工業・物流の集積地については、地域特性に応じた生産機能の立地誘導を図るとともに、北公共埠頭をはじめとした港湾の整備を促進し、広域的な物流機能の強化を図ります。神之池東部および神之池西部工業団地などにおいては、工業・物流の中心拠点化を目指します。
- ・鹿島臨海工業地帯における産業集積区域の一翼を担う、南海浜工業団地や波崎工業団地においては、周辺地域との調和を図りながら、既存産業の維持・高度化を図ります。また、周辺環境との調和に留意した緑化など、うるおいのある環境整備と就業環境づくりを誘導していきます。さらに、石油備蓄など、神栖市および圏域一帯の防災拠点としての機能を高めるため、津波や地震などの災害に強い港湾としての整備を促進します。
- ・波崎漁港周辺の漁業区域と漁業加工関連施設等の集積する地域を中心に、緑地の整備や各関連施設等の機能充実を進めます。また、市民はもとより、来訪者も海に親しむことのできるエリアの形成に努めます。
- ・北公共埠頭や南公共埠頭については、鹿島港の物流関係事業を担う拠点として機能の充実に努めます。

③住宅地域

住宅系の土地利用が進む区域においては、空き家や低・未利用地の都市問題への対応を進めるとともに、計画的かつ適正な密度構成に基づく住宅機能の誘導を図ります。また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる日常生活の質を高める住宅地づくり、多様化する市民の住環境に対するニーズに応える住宅地づくりに努めます。

- ・戸建住宅の多い住宅地においては、緑豊かなゆとりある住環境の形成を図り、戸建住宅と集合住宅などが混在する中高層住宅区域では、周辺のまちなみと調和のとれた良好な住環境の形成を図ります。また、工業団地に隣接・近接する地域については、環境の保全・育成を図りつつ、緩衝緑地の維持、整備により、工場などからの周辺環境への負荷を抑制し、良好な住環境の形成に努めます。
- ・住宅地の縁辺部においては、住環境の悪化を招くおそれのない他用途との混在を許容しつつ、良好な住環境づくりを誘導します。
- ・未利用地も多く発生している鹿島臨海工業地帯に隣接する住宅区域では、機能や形態の異なる建物の調和を図りながら、建物更新と併せた、ゆとりある住環境の創出、緑化推進等を図ることにより、住宅地としての環境の質的向上に努めます。
- ・商業・業務サービス施設等が混在する住宅地では、商業や業務施設の立地促進と、住宅地としての快適さに配慮しながら、より豊かな生活の場として魅力のある環境の創出に努めます。
- ・漁業集落として発展してきた波崎漁港後背地の密集した住宅地については、漁業関連の業務施設や商業施設などとの共存を図りながら、道路や公園、その他住環境の整備により、良好な市街地形成を目指します。

2) 自然的土地利用

① 田園・緑地活用保全区域

本市の豊かな田園環境は、本市の基幹産業の一つである農業を支える重要な資源となっています。また、広々とした緑地や歴史ある水辺環境は、観光、スポーツ・レクリエーションなど、本市の魅力と活力の向上を図る上で欠かせない資源であると同時に、未来に残していくべき貴重な自然資源でもあります。これまでと同様に、自然的環境を都市活動や産業活動の一部として有効に活用しながら、地区特性に応じ自然資源の無秩序な開発や土地利用の転換を防ぎつつ、適正な自然資源の保全と利活用を進める区域を田園・緑地活用保全区域と位置づけます。

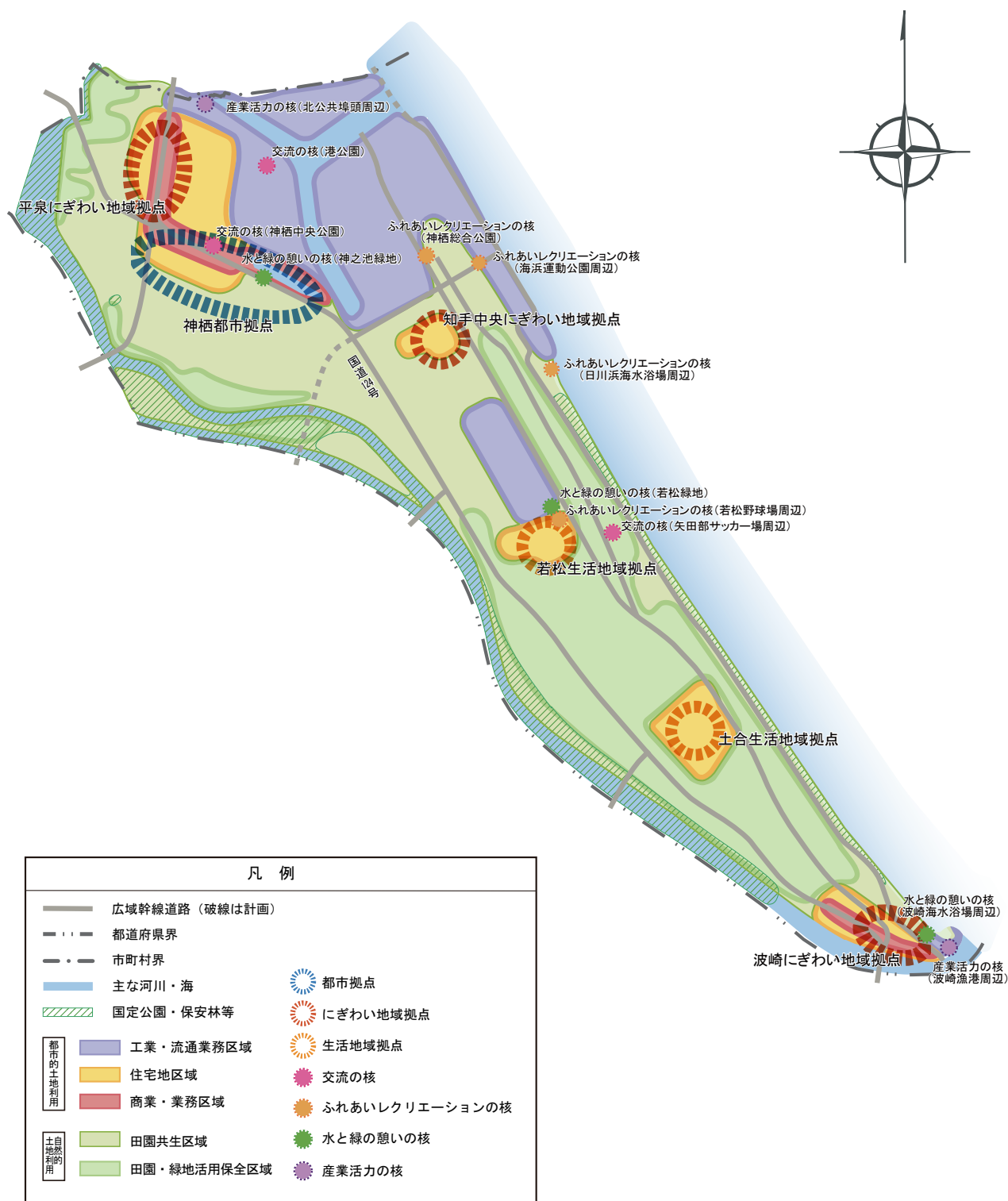
- ・ 農業の基盤となる農地は、生産機能だけではなく、緑地としての役割や貯水機能、水質浄化機能など、多面的な役割を持っています。優良農地の保全と利用に努め、農業基盤整備により農業の生産性の維持・向上を図るとともに、無秩序な農地転用を抑制し、良好な営農環境を保全します。
- ・ 休耕地や耕作放棄地の解消に努め、農地の適切な維持・管理を促進し、良好な田園景観を保全します。
- ・ 田園地域に点在する集落については、田園と住まいが一体となった農村環境の維持・向上に努めるとともに、周辺の自然環境の保全を前提に、地域コミュニティの維持、農業や新たな産業の担い手の定住など、地域振興に資する新たな土地利用を図ります。
- ・ 水と緑豊かな自然環境を育んでいる大規模な公園やスポーツ・レクリエーション施設においては、快適性を高める空間としての土地利用を図ります。そのため、大規模な公園緑地空間のほか、サッカー場など様々なスポーツ・レクリエーションでの活用を図るなど、市民の憩いの場として田園・緑地空間の利活用を適正に進めます。
- ・ 波崎海岸周辺など、海浜等の美しい自然環境を生かした、観光レクリエーション型の土地利用を図ります。
- ・ 本市の自然環境の骨格となる海岸線一帯に連なる海洋、海浜地については、太平洋を望む雄大な景観と自然環境の保全を図ります。
- ・ 利根川流域や希少生物も生息する沖ノ洲の西部については、豊かな自然を保護しながら、市民の自然観察の場、自然とのふれあいの場として利用・保全を図っていきます。
- ・ 歴史的資源や周辺に残る緑地、市内に点在する雑木林などについては、身近な市民生活をより豊かにする貴重な自然資源として、積極的に保全を図っていくものとします。
- ・ 海浜一帯の保安林は、海岸砂防のための海岸防災林として位置づけられており、市民の生活を守る機能の保全を図ります。

②田園共生区域

市街化調整区域においても、業務、産業、住宅が立地し、市域の中で都市的な機能を果たしている区域を田園共生区域と位置づけ、バランスのとれた適切な環境を維持していくものとします。

- 本市では、自動車による移動が中心となっていることから、国道124号沿道に立地する既存の商業集積地などを活用した沿道サービス型の商業・業務地の形成により、地域の利便性などを確保する、商業サービス機能の充実・強化を図ります。
- 主要幹線道路と鹿島港を結ぶ連絡道路や北公共埠頭周辺においては、周辺環境との調和を図りながら、物流関係事業を目的とした流通・業務系の土地利用を図ります。
- 郊外の緑豊かな自然的環境のもとに生活したいという市民ニーズを捉え、既存の田園風景を維持しながら、自然との調和に配慮した住環境の維持・向上を図ります。
- 人口の推移に応じて、一定の人口密度のあるまとまった住宅地として維持していくことを基本にしながら、適切な都市施設の管理を行い、良好な住環境の維持を図ります。
- 周辺の生活環境の保全のため、住宅・集落の散在や空き地・空き家の増加を抑制する土地利用を図るとともに、民間の専門団体などとの連携、市民への情報提供などの対策を行います。

◆土地利用構想図



3-2 市街地整備等の方針

(1) 交流と活力を生み出す拠点・核に関する整備方針

■基本的考え方

これまでの取組から

本市においては、鹿島臨海工業地帯の形成や、合併による都市機能の成長により、暮らしを支える市街地、活力のある商業・業務地域が形成されてきました。それぞれが地域の暮らしを高める拠点として、生活圏を支えています。また、にぎわい、産業、スポーツ・レクリエーション、憩いなどの機能を持つ施設の整備が進められ、地域の魅力を高める核となる施設として市内に配置されています。

しかし、機能集積の充足度は、それぞれの拠点・核で異なっており、少子高齢化社会の到来や、環境への配慮、財政的な制約など、本市を取り巻く様々な状況が変化中、今後の土地利用の状況や動向を適切に捉えつつ、これらの都市機能の充実を図りながら、育成、整備していくことが求められています。

これからの取組の方向性

1. 市外から人・モノ・資金・情報等呼び込む“都市拠点”の形成

まちの拠点となる施設や地区の集積力は、市街地の活力に大きな影響を与えます。特に、外から人・モノ・資金・情報等をどれだけ呼び込めるか、市民の交流力をどのように集めて地域全体に波及させることができるのか、都市・地域間競争といわれる時代の中で、外からの力・内側の力を高める拠点の集積力を重要なファクターとして、快適で機能的な「拠点」づくりを進めます。

2. 市民の交流力や地域づくりを高める暮らしの“地域拠点”の形成

市民同士のふれあいや交流を育む憩いの機能など、自然豊かな“まち”の魅力を身近に享受する、日常生活を支える拠点として、拠点の持つ様々な役割を有効に活用し、そのポテンシャルを最大限に生かしながら、市内に拠点を適切に配置し、市民の交流や地域づくりを高める暮らしの「拠点」として充実を図ります。

3. 拠点を引き立たせる“核”の形成

多様化・複雑化する社会のニーズの中で、拠点に求められる役割も高度化してきています。ソフト・ハードの融合などによる機能の高度化を意識した核の形成を図ります。

■基本方針

1) 市の交流・活力・生活の中心となる拠点の整備方針

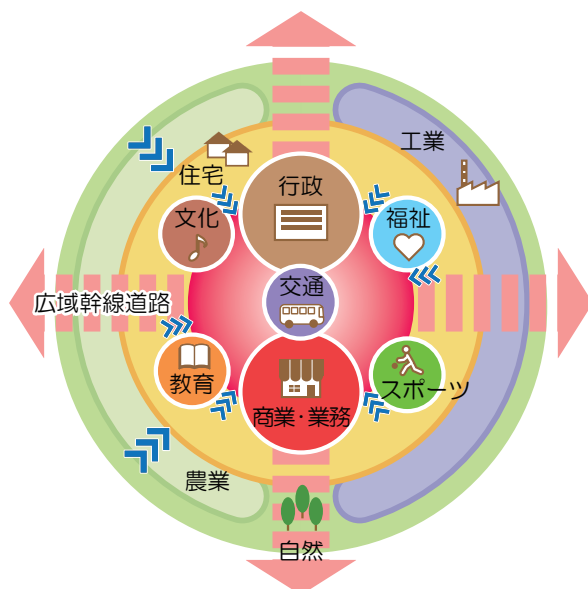
本市の商業・業務・サービス施設が集積した中心的なにぎわいを形成する「都市拠点」を中心に、それぞれに充実した生活環境を形成する「地域拠点」と連携することにより、均衡のとれたまちづくりを推進します。

①都市拠点の整備方針

都市拠点においては、交通結節点としての基盤を生かして多様な都市機能の集積を図り、多くの人が行き交うにぎわいと活気のある市の中心的な市街地として求心力を高めます。

神栖都市拠点	
拠点の特性	・東京方面へ向けた高速バスの発着所である鹿島セントラルホテルがあり、本市の玄関口となっています。 ・市役所周辺に行政サービス施設、業務系施設が集積しています。 ・国道 124 号沿道を中心に商業施設が集積しています。 ・神栖中央公園、神之池緑地などの大規模な緑地が、市内外の人の憩いの場となっています。 ・歴史民俗資料館、中央図書館など、市の文化施設が立地しています。
整備方針	・本市のゲートエリアとなる鹿島セントラルホテル周辺は、商業・業務系を中心とした多様な都市機能の集積を図るとともに、快適性・機能性を高め、市内外の人にとって魅力ある都市空間の形成を図ります。 ・本市の軸となる国道 124 号沿道は、市域全体の中核である行政サービス施設、業務系施設の集積と道路交通の利便性を生かして、周辺拠点との連携を図りながら、市の中心的機能の充実に努めます。 ・神栖中央公園、神之池緑地などの市のシンボリックな公園緑地については、景観にも配慮しながら空間の魅力を高めます。 ・充実した文化施設を活用し、質の高い、豊かな暮らしの場の形成を目指します。

●都市拠点の概念図



②にぎわい地域拠点の整備方針

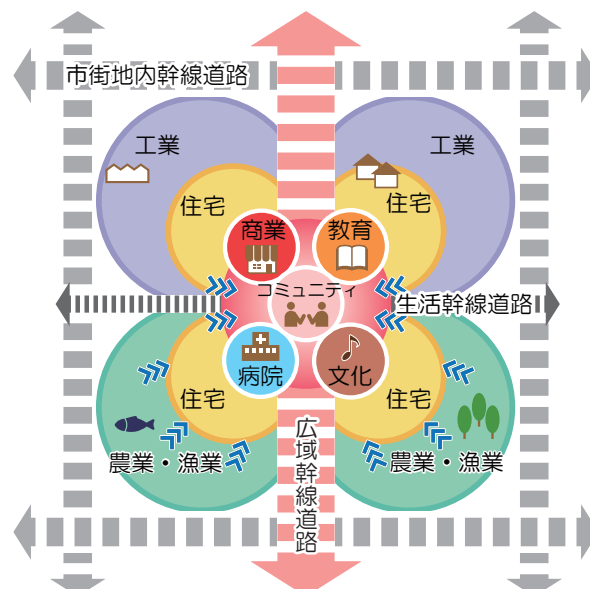
にぎわい地域拠点においては、人の交流を生み出す施設や産業の活用を図るとともに、住宅を中心とする利便性の高い住環境の形成を目指します。

平泉にぎわい地域拠点	
拠点の特性	・平泉コミュニティセンターがあり、地域の交流を支援する場となっています。 ・国道124号沿道の商業施設を中心に商業・サービス・業務系施設が地域の日常生活と共存する市街地となっています。
整備方針	・道路交通の利便性を生かし、神栖都市拠点と連携したにぎわいの形成を図ります。 ・地域コミュニティの活性化を図るとともに、既存の商業・サービス・業務系施設の集積を生かした利便性の高い生活環境の形成を目指します。

知手中央にぎわい地域拠点	
拠点の特性	・身近な商業・サービス施設が地域の日常生活と共存する市街地となっています。 ・うずもコミュニティセンターがあり、地域の交流を支援する場となっています。 ・医療施設が立地し、市の地域医療の中心的な役割を担っています。
整備方針	・既存の地域医療福祉施設の立地を生かし、本市の医療福祉サービスの拠点づくりを進めます ・身近な商業・サービス施設の集積を生かし、利便性の高い生活環境の形成を目指します。

波崎にぎわい地域拠点	
拠点の特性	・波崎漁港を中心に漁業・水産加工業が営まれ、既存の市街地を形成しています。 ・波崎海水浴場などの観光資源に恵まれ、市内外の人々の交流の場となっています。 ・波崎総合支所、はさき生涯学習センターなどの公共施設が立地しています。
整備方針	・波崎漁港の生業を中核とした暮らしやすい市街地の形成を図るため、市民のニーズに対応した住環境の整備を進めます。 ・行政サービス・商業・業務施設などの立地を生かし、誰もが安心して快適に生活できる環境づくりを目指します。

●にぎわい地域拠点の概念図



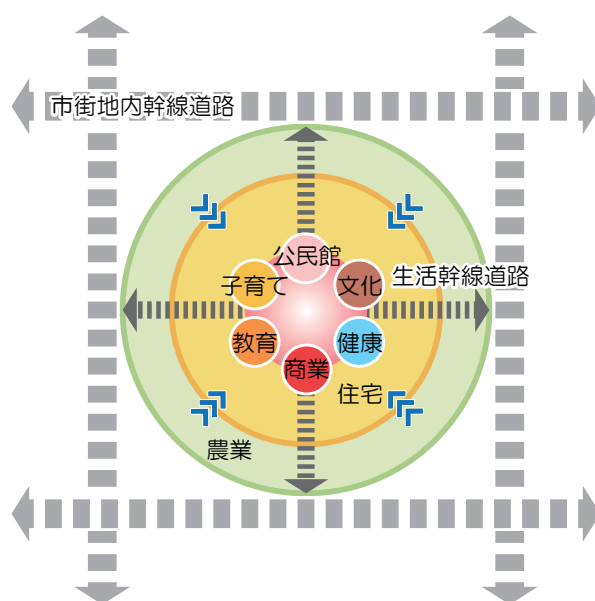
③生活地域拠点の整備方針

生活地域拠点においては、緑と調和した住環境を基本とする良好な市街地の形成を図り、暮らしやすく快適な生活環境づくりを進めます。

若松生活地域拠点	
拠点の特性	・若松緑地、若松野球場などが隣接し、戸建住宅を中心とした、落ち着いた良好な住環境を形成しています。 ・鹿島臨海工業地帯に隣接した住宅地が整備されていますが、市街地内には未利用地が残存しています。
整備方針	・周辺の工業地帯、緑地や農地と調和した緑豊かな住宅地の形成を図るとともに、日常的な生活を支える施設の充実を図り、暮らしやすい住環境づくりを目指します。

土合生活地域拠点	
拠点の特性	・鹿島開発に伴って造成された土合ヶ原住宅団地など、戸建住宅がまとまりのある住宅地を形成しています。 ・土合体育館や矢田部公民館、商工会波崎支所などの公共施設等が立地し、暮らしやすい住環境を形成しています。 ・企業社宅などの利用があり、社会的要因による人口の減少が懸念されます。
整備方針	・地域のにぎわいや交流を育む商業・サービス系の機能の充実を図り、より暮らしやすい拠点づくりを目指します。

●生活地域拠点の概念図



2) 多様な機能を持つ核となる施設・地区の整備方針

① 交流の核

- ・神栖中央公園、港公園、矢田部サッカー場周辺など、来訪者の利用が多い施設および地区を交流の核として位置づけ、市内外の人に親しまれる施設として魅力の向上に努めます。また、他の拠点・核との連携を図り、市全体のにぎわいの創出の中心となる施設および地区として充実に努めます。

核となる施設・地区	整備方針
神栖中央公園	・既存の緑地、施設については、市民の憩いの場・市外の人にも訪れる交流の核として、利用者の満足度の向上に努めるとともに、市のシンボリックな施設として、かみす防災アリーナの機能の充実に努めます。 ・災害発生時には、防災拠点としての機能を発揮できるよう、防災機能の充実に努めます。
港公園	・鹿島港を一望できる展望塔など、景観的にも鹿島港のシンボルとして親しまれている港公園の充実に活用します。 ・施設の老朽化や利用者の減少が課題となっており、修繕・公園機能の充実に努めます。
矢田部サッカー場周辺	・矢田部サッカー場を中心とした施設の維持管理に努めるとともに、周辺区域の施設などの連携を充実し、観光の核となる施設として機能強化を図ります。

② ふれあいレクリエーションの核

- ・スポーツやレクリエーションをはじめとした文化学習など様々な活動を通じて、市民をはじめ、様々な人々が交流しふれあいを育む核となる施設として、機能の充実に努めます。

核となる施設・地区	整備方針
神栖総合公園	・隣接する工業地域との緩衝機能の強化を図るとともに、工業地域の従事者や地域住民などの多様な利用者の交流の場、憩いの場としての充実に努めます。
海浜運動公園周辺	・老朽化した施設については、周辺施設との連携も視野に入れた改修を検討し、多彩なスポーツ、文化の核となる施設として機能の強化を図ります。
若松野球場周辺	・老朽化した施設については、周辺施設との連携も視野に入れた改修を検討します。公民館や温浴施設、運動公園など公共施設が集積し、市外からの利用者も多く、交流施設としてさらなる機能の充実に努めます。
日川浜海水浴場周辺	・市内外の人が利用するレクリエーションの場として、多様なニーズに対応した、機能の充実や魅力の向上を図ります。

③水と緑の憩いの核

- 水と緑にふれあう市民の憩いの拠点として、自然豊かな環境を生かしながら、その機能の充実に努めます。

核となる施設・地区	整備方針
神之池緑地	• 人が集い、心と体が元気になる、水と緑豊かな公園として一体的な整備を目指します。
若松緑地	• 隣接する波崎工業団地と住宅地との緩衝機能の強化を図るとともに、工業地域の従事者や地域住民などの多様な利用者の交流の場、憩いの場としての充実に努めます。
波崎海水浴場周辺	• 波崎海水浴場、豊ヶ浜運動公園および周辺施設など、魅力ある資源を活用し、地域の活力向上を図るとともに、豊かな自然環境の保全と維持管理に努めます。

④産業活力の核

- 産業構造の変化に柔軟に対応できる産業を維持していくため、北公共埠頭周辺地区、波崎漁港周辺地区を産業活力の核として位置づけ、機能充実を図り、本市の活力の向上につなげます。

核となる施設・地区	整備方針
北公共埠頭周辺	• さらなる航路の誘致および貨物量の増加、流通関連企業の誘致を図るため、物流ターミナルとしての機能の充実に努めます。
波崎漁港周辺	• 漁業生産の安定・強化につながる機能の充実、漁業・水産加工業におけるにぎわいのある土地利用の高度化・複合化を図ります。

(2) 商業・工業・流通業務地・住宅地に関する整備方針

■基本的考え方

これまでの取組から

本市の都市づくりにおいては、商業・工業・住宅といった都市機能の適切な配置に留意した土地利用を進め、様々な都市活動を支える、秩序ある市街地形成に努めてきました。

人口の規模は、緩やかな拡大傾向をみせているものの、今後は減少が見込まれます。そして、産業についても、人口の減少や社会情勢の変化に伴い、大きな転換期を迎えることとなります。都市の活力を向上させるため、商業・工業・流通業務地・住宅地といった機能をさらに高め、市街地の質の向上を図っていく必要があります。

これからの取組の方向性

1. 用途の純化と混在を効果的に組み合わせた市街地形成

多様化する市民の価値観や行政需要に対応しながら、市民の生活や都市の営みが円滑に機能するよう、幅広い観点から都市づくりを行っていく必要があります。

そのため、社会経済状況の変化や様々な都市機能の複合化・多様化に柔軟に対応しながら、市街地における「粗」「密」の状況に合わせて、それぞれの土地利用の用途の純化や複合化を組み合わせ、地域の実情に応じた適切な環境を創出していくことが重要です。

2. 活動する人の気持ち（エモーショナル）を大切にした市街地の形成

「おいしい」「楽しい」「刺激がある」「ワクワクする」など、商業・工業・流通業務地・住宅地の形成にあたって、そこで活動する人の気持ち（エモーショナル）を大切にし、五感による体験や感動が豊かになる都市づくりを進めることが重要です。

3. 空き地を活用した共有地（コモンスペース）の形成

都市的土地利用の中で発生する低・未利用地化した空き地については、都市の共有地（コモンスペース）として積極的に活用し、それぞれが持つ都市機能のさらなる拡張を図ることが重要です。

1) にぎわいと活気に満ちた商業地の形成

① 中心的な商業地

- 中心的な商業・業務地にふさわしい機能の拡充に加え、公共公益施設、金融機関など様々な施設が集積し利便性の高い、複合的な拠点としての機能強化を図ります。
- 広域的で集客力の高い業種業態の集積による相乗効果をさらに高めながら、楽しさや驚きなどの機会・時間を提供する空間づくりにも意識しながらエリア一体の魅力度の向上を図ります。
- 中心的な商業地へのアクセス性を高めるため、様々な交通手段の連携を高めるとともに、バス停、駐車場などの整備・拡充を図りながら、将来にわたり持続可能な公共交通体系の構築を図ります。
- 高齢者や身体障がい者だけでなく、市民の誰もが安全かつ快適に移動できるよう、中心的な商業・業務施設においては、ユニバーサルデザインに配慮した整備を促進します。
- 国道 124 号沿道と周辺施設との一体的な緑化を図るとともに、建築物や看板等のデザイン(サイン)に配慮した規制・誘導を図り、中心的な商業地にふさわしい景観形成に努めます。

② 沿道に集積する商業地

- 国道 124 号沿いの沿道型商業集積地では、周辺環境との調和に配慮しながら、適切な立地を誘導し、利用者のニーズに対応した商業サービス施設の集積に努めます。
- 交通の円滑化や安全性に配慮しながら、幹線道路と一体となった、良好な沿道景観の形成を図ります。そのため、立地する建物や看板、駐車場等に関して、緑化やデザイン、色彩の調和など、周辺の景観に配慮した規制・誘導を図り、魅力的で買い物や飲食が楽しく感じられるよう沿道空間を一体的に演出する商業地づくりを進めます。

③ 個人商店などが集積する近隣商業地

- 地域の人々の利便性向上のため、既存の商店街および商業の活性化を図ります。大型店やフランチャイズチェーン店にない親しみやすい商店づくりや地元商店ならではの独自のサービスを行うなど差別化を促進し、地域住民の衣食住のライフスタイルに身近で個性あふれる商業地の形成を図ります。

2) 周辺環境と調和した活力ある工業・流通業務地の形成

① 神之池東部・西部・南海浜地区

- ・北公共埠頭等の整備促進により、鹿島港の利便性をさらに高めるとともに、港湾機能の活用促進と結節する道路網の整備により産業拠点としての充実を図ります。
- ・工業機能の維持を図るとともに、産業構造の高度化、機能更新、集約などによる生産性の向上を図り、激化する地域間競争に立ち向かえる立地環境の向上に努めます。
- ・沿道の景観に配慮しつつ、緑地等の緩衝機能の充実を図り、近隣市街地における良好な居住環境の維持・形成に努めます。
- ・水素エネルギーや風力エネルギーの導入など新エネルギーの活用により率先的に取り組み、次世代の産業拠点としてイメージアップを図ります。

② 波崎地区

- ・周辺環境との調和に留意した緑化など、うるおいのある就業環境づくりを誘導していきます。
- ・産業の集積および高度化を促進し、立地環境の向上に努め、地域間競争力の強化を図ります。
- ・波崎工業団地に隣接する流通・倉庫業等の事業所が立地するエリアについては、さらなる物流機能の強化を図ります。

③ 波崎漁港地区

- ・既存の漁業および関連産業の操業環境の向上を図りながら、道路等の基盤整備にあわせ、地域の産業発展に向けた取組を進めていきます。
- ・にぎわいのある市場や高度な衛生管理に対応した共同利用施設、利便性の高い機能的な漁港施設の整備を促進し、生産流通加工の拠点として、市民や来訪者にとって魅力にあふれた漁港整備を図ります。

3) うるおいに満ちた住みやすい快適な住宅地の形成

①市街化区域内の住宅・住環境の整備

- これまでに蓄積された都市基盤や既存施設などの市街地機能を効率的に生かしながら、人口減少期に備え、あらゆる年代の人が暮らしやすく、環境保全に優れた品格と個性のある良好な住環境の整備を図っていきます。
- 神栖市のコンパクトシティの考え方に基づき、市域全体の都市機能のバランスを勘案しながら、適切な住宅の誘導を図ります。
- 未利用地など良好な住環境や景観の悪化が懸念されるような土地については、今後の土地利用の見直し等を踏まえながら用途の見直し等を検討するなど、適正な土地利用の誘導を図ります。
- 市街地内において、暫定的に未利用地となっている場所を活用しながら、ポケットパークやスポット的な緑化を進め、良好な住環境の形成に努めます。
- 空き家等については、神栖市空き家等対策計画に基づき適切な管理を進めるほか、住み替えや二地域居住※等による住宅としての活用や、他用途への転用による活用など、ストックを生かす取組を進めます。

■市街化区域の住環境の整備

土地区画整理事業など 面整備によって形成 された住宅地	• 宅地造成や土地区画整理等の事業によって、面的整備がされた住宅地においては、地区計画やまちづくり協定、緑化協定等の導入を促進し、緑豊かでゆとりある住環境の創出を図ります。 • 人口減少や社会的・経済的要因による空き地・空き家の発生に柔軟に対応し、まとまった住宅地を維持します。
面的整備の誘導によって 住環境の形成を図る 住宅地	• 深芝地区など市街化区域内に未利用地が多く残る地区においては、地域の実情に応じて、用途地域の見直しを含めた地区計画など諸制度を導入しながら、良好な市街地の形成を図ります。 • ゆとりある住宅地として、敷地の細分化を防止するとともに、敷地内や塀などの緑化に努めながら、うるおいに満ちた魅力あふれる居住環境の形成を図ります。
既成市街地内の住宅地	• 第一種・第二種低層住居専用地域や第一種中高層住居専用地域など、用途地域が定められた住宅地においては、緑化の促進をはじめ、住民主導による住環境づくりへの支援・指導を行うなど、各種制度の導入を図り、基盤整備の充足度が比較的高い既成市街地の良さを生かした、良好な住環境の創出を図ります。 • 宅地化されていない未利用地においては、多様なニーズに応じた住宅の供給を図ります。
複合的な用途が混在し 密集した住宅地	• 波崎東部地区など、狭い道路によって形成され、面的な整備が困難な地区については、地域の実情を踏まえた様々な事業手法を検討しながら、住環境の整備を推進します。 • 老朽建築物の建替え、複合化などによる良質な住宅の確保など、土地を有効に活用しながら住宅の誘導を図ります。
住・商・工が混在する 沿道型住宅地	• 第一種住居地域や第二種住居地域などの用途地域が定められた住宅地においては、幹線道路沿道などの商業・業務系施設の立地環境に配慮しながら、職住近接の住環境の形成・維持を図ります。

※二地域居住： 都市居住者が地方にも同時に生活拠点を持つライフスタイル。地方への人の誘致・移動を図り、地域づくりの担い手となる人材の確保につながる。

②市街化調整区域の住宅・住環境の整備

- ・農地に囲まれた既存の集落や、鹿島開発によって造成された既存の区域などにおいては、地域の「自然」や「農」の持つ多面的な機能を生かした魅力を高めていきます。そして、田園環境にふさわしい居住スタイルを営むことのできる低層低密度の良好な住環境の形成を図ります。
- ・一方で、区域指定により面的に住宅地化が進められてきたエリアについては、人口減少を見据えたコンパクトシティの考え方と整合を図りながら、良好な住環境の質の維持のため、人口の推移に合わせた見直しを検討します。
- ・造成後も長期間利用されない状況となっている未利用地については、将来的に自然的土地利用への集約を見据えながら、暫定的に市民との共同管理による緑地や市民農園として利用するなど、その有効活用に努めます。
- ・空き家等については、神栖市空き家等対策計画に基づき適切な管理を進め、適正な土地利用を図ります。

■市街化調整区域の住環境の整備

計画的に面整備された住宅地	・柳川地区などの土地区画整理事業や民間宅地開発により、計画的に面整備された住宅地については、地区計画等の導入により良好な住宅地の形成を図ります。 ・有効な土地利用がなされていない宅地については、新しいコンセプトを取り入れた住宅（環境に配慮した住宅）など、付加価値の高い優良な住宅地の形成を図ります。
田園と共生する住環境を誘導する住宅地	・区域指定などの制度により、市街化調整区域内でも住宅等が建てられる地域においては、自然と共生した良好な田園居住環境を確保します。 ・質の高い田園居住地づくりを図るため、地区計画やまちづくり協定などの諸制度を導入しながら、ゆとりある住宅地の形成を図るとともに、周辺景観に配慮し、敷地や塀などの緑化に努めます。 ・田園居住環境に適した地域の環境づくりに向けて、耕作放棄地や未利用地などを有効に活用する新たな手法を検討します。
既存の農村環境集落地	・農地に囲まれた既存の集落地においては、周辺の自然環境や営農環境との調和を図りつつ、良好な集落環境の維持・保全を図ります。 ・生活道路や上水道・排水などの生活環境施設の整備に努めながら、総合的な集落環境の向上を図り、地域内の定住化を進め、地域の活性化を図ります。

(3) 自然環境の保全・活用に関する方針

■基本的考え方

これまでの取組から

本市は、鹿島灘や利根川に囲まれた豊かな水辺環境と、平地林、屋敷林、社寺林、農地、集落の緑など豊かな緑地環境を有しており、この豊かな自然環境は、本市の個性と魅力であるとともに、農業や観光など様々な活用されてきました。

しかし、都市化の進展に伴い、近年では、様々な都市活動が引き起こす、都市型・生活型の環境問題が顕在化しています。

自然は、心の豊かさが実感できる快適な環境をもたらす、暮らしや産業を支える貴重な資源です。その視点に立ち返り、水と緑に囲まれた豊かな自然環境が、日常生活や生産活動と融合する、自然と人が共生する都市づくりを、進めていくことが重要になってきています。

これからの取組の方向性

1. 生物多様性に配慮した優れた自然環境の保全

海岸・河川などの水辺環境や田園・緑地環境など、恵まれた自然環境を健全に維持し、多種多様な動植物と、それらの育成・生息環境を構成する田園地帯、海岸部、河川・池沼などの優れた自然環境との共存を図りながら、水と緑に囲まれた豊かな暮らしを、次の世代に引き継いでいくことを目指します。

2. 自然環境に配慮した整備・活用

公園や生け垣など市街地内の人工的な緑も、生活に憩いやうるおいを与える身近な緑として重要ですが、市街地外に点在する豊かな自然資源を活用しながら、営農地としての産業の場、市民の憩いや交流の場、自然体験や学習の場など、多様な場を創出していくことも重要です。

そのため、自然・都市、生活・産業の調和・均衡に配慮しながら、豊かな自然資源の活用を図ります。

■基本方針

1) 生物多様性に配慮した優れた自然環境の保全

① 田園・緑地環境の保全

- ・田園地域においては、水源かん養、災害防止、生活環境保全など、それぞれの機能に応じた自然環境の整備・保全を推進します。
- ・平地林、屋敷林、社寺林などについては、市民が身近に自然と接することのできる空間として、保全・再生を図るとともに、適正な維持管理を推進します。

② 海岸・河川などの水辺環境の保全

- ・国定公園区域や海岸保全区域内などの観光地や景勝地については、自然環境の保全対策を推進します。
- ・利根川をはじめとする河川や水路などの水辺については、水質汚濁の防止、水質浄化などに努め、恵まれた自然環境の中で、生物が生息できる環境を守るとともに、自然生態系の保全に努めます。
- ・沖ノ洲地区については、希少生物が生息する貴重な生態空間が残されていることから、大学等と連携し、多様性・希少性の高い動植物の保全に努めます。
- ・海岸線に分布する保安林等は、松くい虫の被害から守るため、防除事業等を引き続き実施して、緑の保全に努めます。
- ・地域活動、学校教育など、市民と行政の協働による自然環境保全活動を推進するとともに、市民の自然保護意識の高揚を図ります。

2) 自然環境に配慮した整備・活用

① 農地やレクリエーションの場としての緑地の活用

- ・地域農業の振興に不可欠な優良農地を確保しながら、良好な営農環境の形成を図っていきます。また、農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の保全を図るとともに、耕作放棄地や未利用地の解消を進めます。
- ・矢田部サッカー場周辺においては、「交流の核」として、スポーツ交流の盛んな地域であることを対外的に広くPRしながら、スポーツ交流事業の強化に努めます。

② 豊富な自然資源の活用

- ・豊富な自然資源を保全・活用しながら、水と緑、観光・レクリエーション資源をネットワーク化させ、地域の連携強化・活性化を図ります。
- ・日川浜海岸の活用を図るため、階段護岸、遊歩道、駐車場等の維持管理を含め、市民が安全・快適に海浜レクリエーションを楽しめる空間の創出を図ります。
- ・希少生物も生息する沖ノ洲の西部については、豊かな自然を残しながら、子どもたちへの自然教育や市民の自然観察の場として利用を図ります。

3-3 都市基盤施設の整備方針

(1) 道路・交通ネットワークの整備方針

■基本的考え方

これまでの取組から

本市においては、鹿島臨海工業地帯の形成に伴い、計画的に道路基盤の整備を進めてきた結果、道路基盤の骨格構造については、一定の整備水準に達しています。

しかし、市内において局所的・一時的に生じる交通渋滞の解消や、一部未完成なために軸としての役割を十分に発揮できずにいる幹線道路の改善、また、少子高齢化社会の進行に伴って生じる、公共交通の必要性や歩行者・自転車の通行環境の充実など、個別の課題を抱えています。

これらの課題に対応するとともに、地域経済の活性化や環境負荷の低減にも寄与する、高齢者や若者、主婦や学生、事業者など、あらゆる人々が魅力的で利用しやすい、道路・公共交通ネットワークの構築が求められています。

これからの取組の方向性

1. 多様な交通機関が選択できる円滑な移動環境づくり

小さな交通(パーソナルモビリティ)から大きな交通(マスモビリティ(大量輸送機関))まで、ストレスの少ない移動環境の充実を目指しながら、車を運転する人、しない人、子どもから高齢者まで、誰もが自由に便利な日常生活ができる、道路・公共交通ネットワークの強化を図ります。

2. それぞれの特性に応じた道路の機能分化と階層性のある道路空間づくり

基礎的な道路基盤は概ね充足しており、今後はまちの魅力と活力の向上のため、既存のストックを活用しながら、きめ細かな更新を重ねていくことが重要となります。安全で快適な市民生活と円滑な産業活動を確保し、有機的な交通ネットワークの連携を強化するため、スムーズな移動速度に配慮した幹線道路の形成や、細部にアクセスしやすく人と環境にやさしい生活道路の形成による、道路空間づくりを目指します。

3. 広域交通―地域間交通―地域内交通の役割分担による公共交通環境づくり

広域交通から地域間交通、地域内交通まで、円滑に乗り換え・乗り継ぎができる拠点の充実を図り、様々な人々が、安心して移動できる交通環境の実現に向けて、利便性の高い公共交通環境づくりを進めます。



■基本方針

1) 多様な交通機関が選択できる円滑な移動環境づくり

①多様な移動手段による利便性の向上

- ・市内外の目的地に市民の誰もが円滑に移動できるよう市民ニーズに合った公共交通網の形成を目指し、歩行者および自転車、バス・タクシーなどの、多様な移動手段を利用できる交通ネットワークを検討します。近隣地域との連携、運行事業者との協議などを踏まえて、将来にわたり持続可能な公共交通環境を検討します。
- ・地域公共交通網形成計画に基づき、福祉施設や多様な主体による移動サービスとの連携を図りながら、総合的に市内の交通需要を満たすことができるシステムを検討します。

②人にも環境にもやさしい総合的な交通施設の整備

- ・環境への配慮を踏まえた次世代のエネルギー車を活用した公共交通への転換など、“人”と“環境”にやさしい新たな交通ネットワークの構築を目指します。
- ・超小型モビリティ、自動運転、カーシェアリングなどの組み合わせによる地域密着の次世代交通サービスの導入可能性の検討を行います。
- ・地域公共交通を理解し、利用するきっかけを作る各種モビリティ・マネジメント施策を実施し、公共交通利用者の拡大を図ります。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した交通施設や、歩行者と自動車の共存した生活道路の整備など、人にやさしい安全な通行空間の確保に努めます。

2) それぞれの特性に応じた道路の機能分化と階層性のある道路空間づくり

①広域幹線道路の役割強化と連携軸の強化

- ・国道124号を都市軸とし、首都圏をはじめ、県内外の自治体と市域の連携を強め、市内の産業活動を支える広域道路交通ネットワークの充実を目指します。

■広域幹線道路の整備方針

東関東自動車道	重要港湾の鹿島港の機能を高めるため、東関東自動車道の延伸とICの誘致を、近隣自治体と協働して関係機関へ働きかけます。
主要地方道水戸神栖線	中心軸である国道124号と連携する役割を担う機能の維持・充実に努めます。
主要地方道成田小見川鹿島港線	中心軸である国道124号と連携する役割を担う機能の維持・充実に努めます。
一般県道深芝浜波崎線	市域全域をつなぐ連携軸であり、地域医療、救急医療環境の向上のため、全線の拡幅を働きかけます。
市道1-9号線 (シーサイド道路)	神栖地域・波崎地域をつなぐ連携軸として、道路機能を高めるために必要な調整・働きかけを行います。
鹿島港中央航路連絡橋	計画・構想路線として位置づけ、県や周辺自治体などの関係機関に、早期整備に向けて働きかけを行います。
一般県道奥野谷知手線 (ベルコン通り)	千葉県への延伸路線とそれに伴う新橋について、計画・構想路線として位置づけ、県や周辺自治体などの関係機関に働きかけを行います。

②市街地内幹線道路・生活幹線の整備

- ・市内のネットワークを形成し、産業系の交通需要や生活に必要な交通需要に対応する都市計画道路およびその他の幹線道路の整備を計画的に進めます。

■市街地内幹線道路・生活幹線道路の整備方針

都市計画道路	・幹線道路のネットワークや土地利用、人口の定着状況等を踏まえながら、現在未整備となっている都市計画道路の整備を計画的に進めます。長期末整備の路線については、交通需要や市街地形成状況などを見極めた上で、都市計画の変更を行うなど、柔軟な取組に努めます。 ・産業系の交通需要に応えるとともに、スムーズな生活系交通に配慮したネットワークの充実を図ります。
その他の幹線道路	・分散する市街地間をネットワークする幹線道路や、市街地内の生活の軸となる生活幹線道路については、市街地の配置状況や日常生活の利便性向上の視点などを踏まえつつ、快適で安全な道路の整備・充実に努めます。 ・その他の幹線道路の整備については、災害時の延焼遮断帯や避難路としての機能のほか、景観に配慮しながら、歩行者と車の安全かつ快適な移動空間の維持・管理・保全に努めます。

③生活者の視点に立った道路ネットワークの整備

- ・日常生活の安全性・利便性に資する道路交通網として、生活道路、歩道・自転車道ネットワークの整備・充実に努めます。

■生活道路ネットワークの整備方針

生活道路	・生活道路については、日常生活の安全性や利便性の向上を図るため、市民のニーズに応じて市道等の整備を計画的に実施し、道路機能の維持・充実に努めます。 ・密集した市街地が形成されている波崎地域の東部は、防災面の向上・日常生活の利便性を目指した、生活道路の整備を進めます。 ・主要な生活道路沿道においては、夜間歩行者等の安全性向上のため、街路灯の設置・LED電球への切り替えなどを進めます。
歩道・自転車道ネットワーク	・幹線道路との連携や、良好な街区の形成などの地域環境に配慮するとともに、高齢者や障がい者、歩行者や自転車の安全に配慮した“ゆとりある道づくり”を進めます。 ・神之池や常陸利根川、沖ノ洲など、文化や歴史・自然にふれあえる地域の特徴が感じられる歩道や、近隣市町村と連携した自転車道等の整備に努めます。

3) 広域交通－地域間交通－地域内交通の役割分担による公共交通環境づくり

①公共交通の機能強化

- ・高齢者や障がい者、移動が困難な方なども含め、市内の誰もが円滑に移動できるよう、きめ細かな公共交通環境の充実を図ります。
- ・路線バスについては、環境対策や福祉対策、交通安全対策の一環として、市内バス路線空白地域の解消、運行の充実に向けた関係機関への働きかけを行います。路線バス運行事業者と連携し、実証実験などを通して利用者ニーズを把握し、効率的な運行を目指します。
- ・路線バスを利用する高齢者等に対する利用負担の補助として、福祉パスの交付などにより、高齢者が利用しやすい公共交通の確保を図ります。
- ・低公害型低床バスの導入促進などにより、安定した快適な交通手段の確保を図るとともに、環境にやさしい公共交通システムの導入を検討するなど、市民生活の利便性と居住環境に配慮した公共交通の機能強化に努めます。
- ・工業団地内企業や各種民間事業者や施設と連携し、渋滞緩和とともに環境への負荷を軽減する新しい交通システムを検討します。
- ・日常生活において移動困難な方が、安心して利用できる、デマンドタクシー（乗合タクシー）の運行については、定期的に見直しを図り、乗降場所や運行システムの改善等に取り組み、利用者の利便性の向上に努めます。
- ・東京方面など首都圏各地へのアクセスに重要な役割を担っている高速バスについては、利用者ニーズに応じた利便性の高いバス運行の充実を目指し、関係機関への働きかけを行います。

②交通結節機能等の充実

- ・公共交通機関同士の乗り継ぎ（ライド&ライド）、また、自動車や自転車などと公共交通機関との乗り継ぎ（パーク&ライド）の利便性を高めるため、乗り継ぎ拠点の整備充実を図るほか、バスルートやダイヤなどの運行計画を継続して検討します。

4) 自動運転技術などの実用化を見据えた新たな交通環境づくり

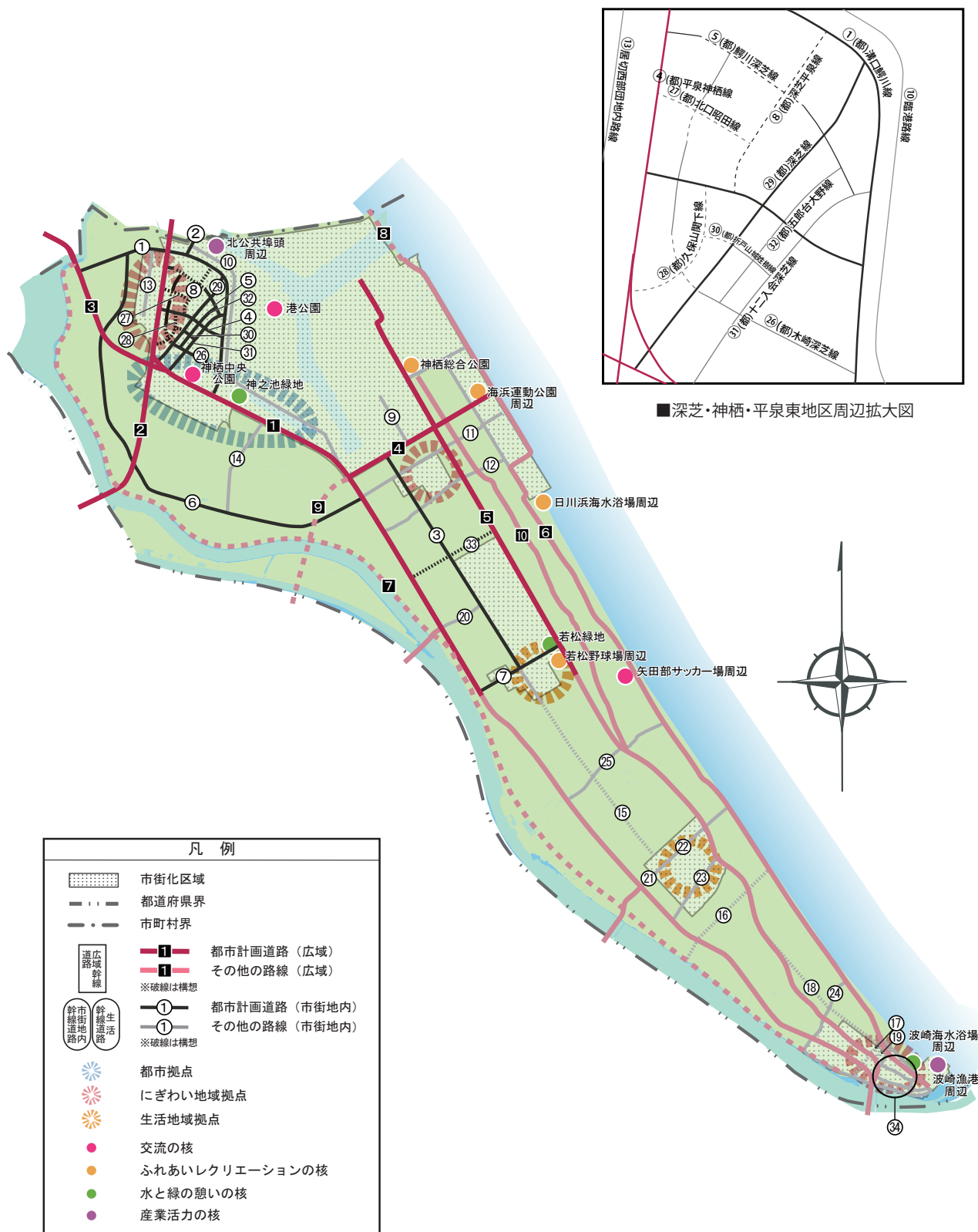
①道路環境の機能強化

- ・ITS（高度道路交通システム）・自動運転に係る国家戦略である「官民ITS構想・ロードマップ」の進展状況を踏まえながら、これらの技術の活用を支える道路基盤整備について調査研究を進め、安全・安心な道路環境の実現を目指します。
- ・車両や歩行者等の道路交通情報の収集や自動車の速度・位置情報や経路情報など自動車からの情報（プローブ情報）の収集など、自動運転車両の高度な交通管制に必要な道路インフラの整備について調査研究を進めながら、将来の道路環境づくりについての準備を行います。

②実証実験の誘致

- ・自動運転技術を活用した次世代交通システムの事業化に向け、実証実験の場などを積極的に提供し、次世代の道路環境づくりに率先して取り組みます。

◆道路整備方針図



＜広域幹線道路＞

■ 広域幹線道路	都市計画道路	その他の路線
	①(都)押揚宮中線 (国道124号) ②(都)平泉息栖線 (成田小見川鹿島港線) ③(都)平泉鰐川線 ④(都)奥野谷知手浜線 ⑤(都)深芝浜六軒町線	⑥シーサイド道路(市道1級9号線) ⑦リバーサイド道路(構想) ⑧鹿島港中央航路連絡橋(構想) ⑨一般県道奥野谷知手線延伸路線(構想) ⑩一般県道深芝浜波崎線

＜市街地内幹線道路＞

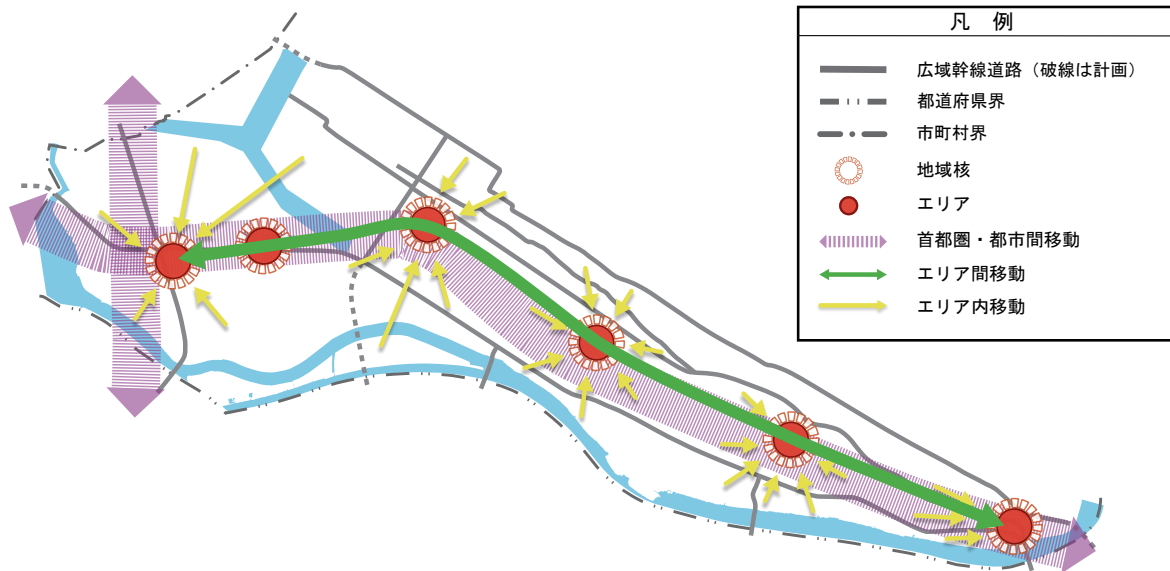
○ 市街地内幹線道路	都市計画道路	その他の路線
	①(都)溝口鰐川線 ②(都)北埠頭線 ③(都)知手押場線 ④(都)平泉神栖線 ⑤(都)鰐川深芝線 ⑥(都)知手鰐川線 ⑦(都)太田新田須田線 ⑧(都)深芝平泉線	⑨港湾区域内市道 (一般県道奥野谷知手線接続) ⑩臨港路線 ⑪知手中央縦断路線 ⑫知手団地南縦断路線 ⑬居切西部団地内路線 ⑭荒沼川沿い路線 ⑮(都)知手・押場線延伸路線(構想) ⑯シーサイド国道接続路(構想) ⑰シーサイド・リバーサイド接続路(構想) ⑱一般県道深芝浜波崎線バイパス路(構想) ⑲シーサイド・銚子大橋接続路(構想) ⑳波崎工業団地接続線 ㉑かもめ大橋接続路線 ㉒土合北部内路線 ㉓土合南部内路線 ㉔波崎東部地区周回路線 ㉕矢田部縦断路線

＜生活幹線道路＞

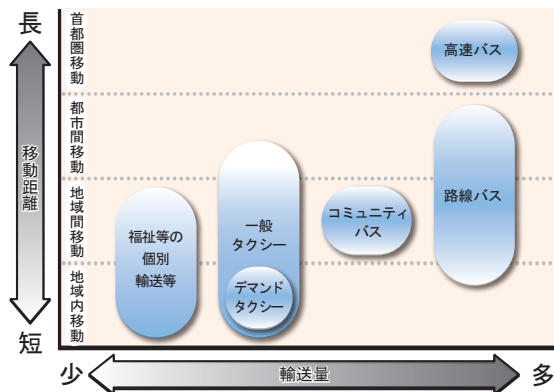
○ 生活幹線道路	都市計画道路	その他の路線
	②⑥(都)木崎深芝線 ②⑦(都)北口昭田線 ②⑧(都)久保山関下線 ②⑨(都)深芝線 ③⑩(都)折戸山城姓樹線 ③⑪(都)十二入会深芝線 ③⑫(都)五郎台大野線 ③⑬(都)太田新田二本松線	③④波崎市街地市道

南北に長い本市では、広域交通や地域間交通、地域内交通など役割に応じた公共交通の仕組みを構築することが重要です。そのため、拠点においてスムーズな乗り継ぎができる環境づくりに重点をおいています。

■市全体の広域的な公共交通のイメージ

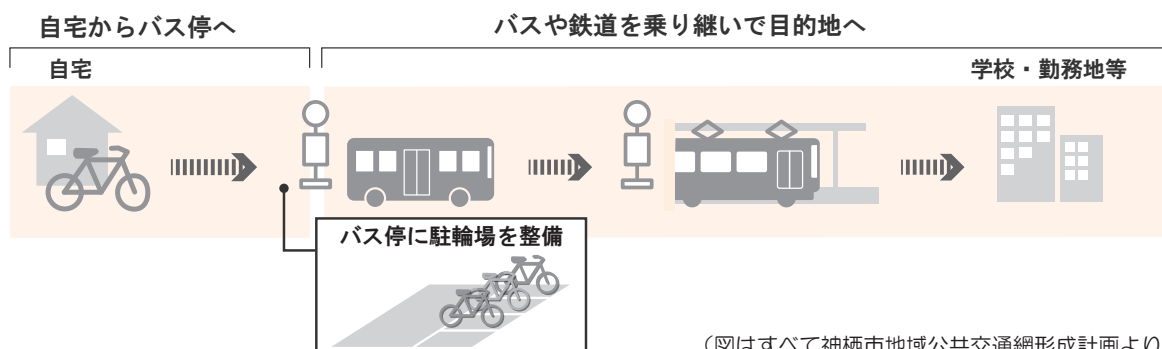


■移動距離別公共交通の利用分担イメージ



区分	内容
エリア内移動	神栖市内でのエリア内の移動
エリア間移動	神栖市内でのエリア間の移動
都市間移動	神栖市と近接する都市間の移動
首都圏移動	神栖市と首都圏の間の移動

■乗り継ぎによって広域に移動するイメージ



（図はすべて神栖市地域公共交通網形成計画より）

(2) 公園・緑地等の整備に関する方針

■基本的考え方

これまでの取組から

本市の公園や緑地等の整備は、鹿島臨海工業地帯の形成に伴い積極的に進められた結果、人口1人あたりの公園緑地面積は約25.6㎡（平成29年度）となり、本市の公園・緑地の量的な整備水準は高いものとなっています。しかし、公園の維持管理などに関する市民の満足度はやや低く、質的な向上が求められています。

公園・緑地は、市民の憩いの場、レクリエーションの場や、多様な生物の生息の場としての役割以外にも、災害時の防災拠点機能、防風、防砂機能、空気中の塵を吸着する防塵機能、騒音防止機能など、市民の生活環境を守る障壁としての機能も有しています。

今後は、量としての確保だけではなく、様々な役割に応じた緑の“質”に配慮しながら、多様な緑を創出することが必要です。

これからの取組の方向性

1. まちの潤滑油として機能する“みどり”の骨格づくり

都市と自然との共生、生物の多様性の確保、地球環境や景観への寄与、市民生活にうるおいと安らぎを提供する役割など、まちの潤滑油として機能する緑の多面性に配慮しながら、拠点性の高い公園・緑地の整備・充実を図り、“みどり”の骨格を形成していきます。

2. 地域の特徴を生かしたまとまりのある“みどり”の配置

身近な公園や広場の整備を計画的に進めるとともに、農地や雑木林（平地林）、河川・水路などの自然や歴史的資源を活用した特色ある公園・緑地の整備を進めます。

3. 連続性のある“みどり”の帯づくり

南北に連なる海岸線・河川など水と緑の骨格軸を基軸に、市街地内の緑地の保全や緑化を推進していくほか、幹線道路や歩道・自転車道など交通ネットワークの緑化を積極的に推進し、連続した“みどり”の帯づくりを進めます。

4. みんなで“みどり”の質を高める環境づくり

行政の緑化に加え、市民や事業者など様々な主体が関わる、市民・事業者・行政の協働による、“みどり”を育む環境づくりを進めます

1) まちの潤滑油として機能する“みどり”の骨格づくり

①総合的な緑地の保全と緑化の推進

- 全市的な視点に基づく緑地整備や、自然環境保全、緑化の充実などに関する方針を定めるとともに、それらの方針に基づいた総合的・体系的な施策、事業の展開を図ります。

②拠点性の高い公園・緑地空間づくり

- 神栖中央公園については、災害時には本市の防災拠点となり、平常時は市民の「憩いの場」、多くの人が集う「にぎわいの場」となる多様な機能を発揮する都市公園としての活用を推進します。
- 神栖総合公園、神之池緑地、港公園など、一定規模を持った公園の維持、充実を図ります。

2) 地域の特徴を生かしたまとまりのある“みどり”の配置

①身近な公園・緑地空間づくり

- 近隣公園、緩衝緑地などの公園や緑地空間は、身近に利用できるレクリエーション等の空間、居住空間を守る緩衝帯、災害時の避難場所として、公園施設長寿命化計画に基づき、適切な改修・維持・管理に努めていきます。
- 既存の街区公園においては、遊具の安全化や、地域住民の参加による環境美化等、適切な維持管理を図りながら、地域住民の利用を促進し、コミュニティ活動の推進につなげていきます。
- 市街地内の街区公園などの設置については、用地の確保を含め、中長期的な整備を目標に、地域住民の交流の場、憩いの場としての公園機能の確保・充実を図ります。

②自然・歴史的資源を生かした公園・緑地空間づくり

- 自然資源や歴史資源などの市内に残る様々な自然的空間については、開発との調和を図りつつ、人と自然が共生できる緑地・親水空間としての活用に努めます。

3) 連続性のある“みどり”の帯づくり

①施設等の緑化

- ・地域のシンボルである学校については、緑化推進の先導的なモデル施設として、季節感の創出に努め、うるおいと安らぎを享受できるような緑地空間づくりを進めます。
- ・市庁舎や公民館などの公共公益施設については、花や樹木による緑化等により、緑地空間の確保に努め、来訪者にうるおいと安らぎを与える質の高い緑化を図ります。
- ・住宅地や工業・流通業務地などにおいては、公園の計画的な整備や民間の生け垣の推進、工場緑化などに努めます。

②水と緑のネットワークづくり

- ・主要な道路や歩道・自転車道などの交通ネットワークの緑化により、既存の公園・緑地や自然・歴史文化などの地域資源と、海岸線や河川、水路等を一体的に結び、「水と緑のネットワーク」の形成を目指します。そして、市民の憩いや交流、散策やレクリエーション、健康増進や生涯学習の場として、水と緑を身近に感じ有効に活用できるような、“みどり”の整備・充実を図ります。
- ・国道124号などの幹線道路については、良好な道路の緑化空間を整備することに努めます。そして、都市間および地域間を結ぶ緑のネットワークとして連続した緑化を図ります。
- ・歩道・自転車道の緑化については、散策やレクリエーション機能を充足する空間として、周辺環境との調和を図りながら、ゆとりのある緑化空間の整備に努めます。

4) みんなで“みどり”の質を高める環境づくり

①協働による“みどり”の環境づくり

- ・生活に身近な“みどり”の環境は、市民の主体的な維持管理活動によってさらに充実したものになります。今後も、市民、地元事業者等との連携を図り、地域全体で良好な“みどり”の環境形成に取り組む、協働関係を築いていきます。
- ・協働の意識を高めながら、ボランティア団体、NPO法人など、市民が主体的に参加する各種団体活動に対して、支援を図ります。
- ・沿道や店先の緑のつながりを形成するなど、民間事業者と連携しながら、緑に囲まれたまちづくりを進めます。
- ・地域住民・団体などと連携しながら、公園を継続的に管理運営（マネジメント）していく手法について、法改正※やそれに伴う各種取組を調査研究し、将来にわたり公園が良好な状態で維持されるよう協働によって管理していく仕組みを検討していきます。

※都市公園法の改正：平成29年（2017年）の改正により、公園協議会の設置、Park-PFI（公募設置管理制度）の創設が可能となり、保育所などが占用可能物件として追加されるなど、公園を活用した新たな事業展開の可能性が生まれています。また、国土交通省は平成28年（2016年）に、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書」を公表し、その中で今日の公園に求められるものとして「ストック効果の向上」、「民との連携の加速」、「都市公園の柔軟な利用」を示しています。

◆公園・緑地整備方針図



(3) 上下水道・河川・水路等の方針

■基本的考え方

これまでの取組から

本市では、鹿島臨海工業地帯の形成とともに都市化が進展し、これらに対応しながら上下水道や河川・水路等の整備を継続的に進めてきました。

その結果、上下水道の普及率は向上し、生活環境の充足度は高まりつつありますが、一部では未整備地区があるなど課題が残っています。市民生活や都市機能を維持するため、今後も引き続き整備・充実を図っていく必要があります。

また、近年、集中豪雨の増加や台風などの自然現象と都市化の進展が相まって、雨水流出量が増大し、浸水被害が市内各地で発生しています。このような災害を防ぐため、雨水排水路の整備など、被害を最小限に抑えるための適切な対策を図る必要があります。

これからの取組の方向性

1. 市民生活・都市機能を支える上下水道の効率的・効果的な整備の推進

市民の生活や経済活動を営む上で、上下水道等のインフラ（社会基盤）は必要不可欠な社会資本です。しかし、これからは、社会の安定縮小基調に対応した都市づくりへのシフトが求められていることから、「選択と集中」の観点に立ち、既存ストックの有効活用や事業の見直しなど、より一層、効率的かつ効果的に事業を推進していく必要があります。そのため、汚水処理については公共下水道の整備、高度処理型合併処理浄化槽等の設置を推進するとともに、上水道については、水道水源の確保と保全、施設の整備・更新、水質管理体制の強化などを計画的・効率的に進めます。

2. 安全性を高める河川・水路の整備の推進

利根川・常陸利根川などの河川や水路については、災害に対する安全性を高めるため、国、県とともに積極的に改修・整備を促進し、治水対策を進めます。また、水質の浄化、自然生態系や景観に配慮した良好な河川環境の保全・復元により、市民に愛される水辺空間の創出に努めます。

1) 快適な生活環境を確保する下水道の整備

①下水道（污水）等の整備

- ・ 快適な生活環境の確保，公共用水域の水質保全および良好な水環境を構築するため，公共下水道の整備や高度処理型合併浄化槽の設置促進など，将来的な人口の増減や地区の特性に応じた污水处理施設の整備を図ります。
- ・ 公共下水道については，終末処理場である茨城県深芝処理場の整備計画との整合を図りながら，整備を推進します。また，環境面への効果をPRし，各家庭や事業所等の水洗化を促進します。
- ・ 施設の老朽化，人口減少局面への対応を図るため，公営企業会計を導入し，更新・投資の合理的な推計や投資規模の適正化につなげ，将来にわたり下水道サービスの提供を持続させていきます。

②下水道（雨水）の整備

- ・ 浸水の危険性の高い地域の減災対策を進めるため，雨水幹線整備を推進し，防災安全性の向上に努めます。
- ・ 優良な農地や良好な緑地の保全，雨水貯留施設等の設置により，保水・遊水機能の向上を図ります。

③下水道施設の施設更新の推進

- ・ 既存の処理施設については，適切な維持管理を行うとともに，施設全体の管理の最適化を図るストックマネジメント計画を策定し，施設のライフサイクルコストの低減と施設の老朽化防止を目指します。

2) 安全で安心な水を安定して提供する上水道の整備

①上水道施設の整備および維持管理

- ・ 将来の水需要や利用者ニーズに的確に対応するため，長期的な視点に基づき，公営企業としての公益性と採算性の調和を図りつつ，神栖市水道ビジョンに従い，配水場・配水管などの水道施設の拡張整備および維持管理に努めます。
- ・ 配水場や配水管などの水道施設については，老朽化などの状況に応じ，適切な更新・耐震化を図るとともに，未給水地区の解消に向けた，配水管の効率的・効果的な整備を推進します。

②水源の確保・保全と水質管理の強化

- ・ 水道用水や地下水に関する検査体制の強化や衛生管理の徹底など，水質管理体制の充実を図るほか，老朽化した水道施設の更新など，水質の安全性を確保する取組を進めます。
- ・ 茨城県企業局および鹿行5市の相互の連絡・協調を図り，水の安定的な確保に努めます。
- ・ 市民・事業者による省資源・省エネルギーへの取組を促進するため，節水や水の有効利用などの啓発に努めるとともに，省エネ型ポンプの採用など，環境に配慮した事業活動を継続します。

3) 安全性を高める河川・水路の整備の推進

①河川・水路の治水対策の推進

- 雨水基本計画に基づき、総合的かつ計画的な雨水排水対策を推進します。
- 危険箇所の多い河川や水路については、監視体制の充実を図るとともに、河道や堤防の整備など河川改修を促進し、危険箇所の解消に努めます。
- 波崎地域の利根川築堤工事の早期完成を図るため、関係機関への要望を引き続き行います。

②水辺環境の浄化

- 自然景観や生態系に配慮した手法の導入や、水質浄化対策の推進など、良好な河川環境の保全・創出に努めるとともに、自然とのふれあいの場としての河川空間の活用を進めます。

(4) 情報基盤整備に関する方針

■ 基本的考え方

これまでの取組から

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながる「ユビキタスネットワーク社会」は、21世紀初頭から構想されていましたが、近年、急速に現実化が進んでいます。情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）は世界的な勢いで研究開発が行われ、急速に実用化が進む中、人々の暮らしや企業活動などにおいて不可欠な存在となっており、超高速ブロードバンド等の通信基盤や関連施設は社会インフラと位置づけられるようになってきています。

スマートフォンなどのデバイス（端末）技術、「モノ」のインターネット化（IoT：Internet of Things）技術の進展、ワイヤレスなどのネットワーク技術、クラウドなどのプラットフォームやビッグデータなどを活用したサービスの進展が進み、経済活動や日常生活などのあらゆる分野で変化をもたらし、社会の情報化もこれまでにない速さで進展しています。

今後、人口減少や少子高齢化、災害への備え、人々の消費・生活行動の変化などに関する様々な課題を解決するツールとしてICTへの期待が高まっており、さらなる情報化の進展に対応した都市づくりを進めていくことが求められています。

これからの取組の方向性

1. 市民生活の利便性向上に向けたICT環境の充実

情報通信環境の整備を暮らしの中の都市基盤の一つとして捉え、様々な環境、あらゆる場面で、必要な情報を手に入れられる環境を整え、市民生活の利便性の向上を図ります。

2. ICT活用によるまちづくりの推進

データの蓄積・利活用による新たなサービスの提供に積極的に取り組みます。さらに、様々な情報・技術を活用し、暮らしやすいまちづくり「スマートシティ」の実現を目指します。

■基本方針

1) 市民生活の利便性向上に向けた I C T 環境の充実

①情報通信基盤の整備促進

- ・ 公共施設等での公衆無線 L A N サービスを進めていくなど、公共施設の通信基盤については、民間の技術革新や実用化の進展動向を踏まえながら整備促進を図ります。
- ・ 誰もがいつでもどこでも I C T を利活用し情報にアクセスできるデータ通信の利活用環境の充実を図るため、市内における高速無線通信環境の整備促進を図ります。

②様々な施策・事業における I C T の活用

- ・ 庁内ネットワークやインターネットの活用により、行政手続の効率化を図るとともに、地域・産業、福祉、健康・医療、教育などの幅広い分野の連携を図ります。
- ・ 技術的側面と人的側面から、庁内における情報セキュリティの確保を図ります。また、茨城県や周辺自治体と密接に連携し、セキュリティ対策の徹底を図ります。

2) I C T 活用によるまちづくりの推進

①オープンデータ・ビッグデータの活用の推進

- ・ 本市が保有する公共施設の位置情報などの公共データについて、市民や企業などが利活用しやすいよう、二次利用可能な条件などで公開するオープンデータ化を推進します。
- ・ 各種統計調査やビッグデータの部局・分野横断的な有効活用を進めます。さらに、データ分析の方法や活用の手法、新たなサービスの創出に向けた活用などについて調査研究を行います。

② I C T ・ データを活用した都市環境の充実

- ・ 災害時の情報収集・情報発信・情報共有の手段として、I C T の積極的な活用を図ります。
- ・ 路線バスの位置情報がリアルタイムで検索できるバスロケーションシステムなど、公共交通と連動した情報の活用を図ります。

③ I C T ・ データを活用した新たなまちづくりの推進

- ・ 情報通信基盤の整備により得られる様々な情報をもとに、I C T を効果的に活用した新たな技術や手法を積極的に取り入れ、人と環境が共存した暮らしやすいまちづくりを目指します。

3-4 都市環境に関する施設の整備方針

(1) 防災・安全・環境衛生関連施設の方針

■基本的考え方

これまでの取組から

本市は、河川や海に囲まれ、水害の危険性が比較的高い都市であり、東日本大震災による災害などの経験も踏まえ、災害に強く、安全で安心なまちづくりが求められています。さらに、大規模な工業地帯を有していることから、コンビナートの災害に対する安全確保も必要となっています。市民の生活と財産を守るため、地震や津波、高潮などの自然災害に対する備えとともに、工場災害などの人為的な災害を未然に防ぐ、都市防災力のさらなる向上が求められます。

また、本市の特性から、市内外からの人の往来も激しく、犯罪発生率も県内では高い水準となっているほか、通過交通の多さや交差の多い道路体系などから、交通事故が多発している現状にあります。犯罪や交通事故を未然に防止し、市民の日常生活における安全で快適な生活環境をつくっていくことが重要です。

さらに、国内有数の工業都市として発展を遂げてきた本市では、その過程の中で様々な公害対策を講じてきていますが、さらなる安全な環境への取組が必要となっています。今後も、水や空気の汚染・化学物質汚染などへの対策のほか、不法投棄対策やごみの安全処理体制の充実など、市民の安全を第一に考えた都市づくりに向けて、引き続き、様々な施策の展開を図っていくことが求められています。

これからの取組の方向性

1. 市民の安全を守る防災関連施設整備の推進

市民が安心して暮らせるよう、災害に強い都市構造の形成に努めるとともに、防災面に配慮した都市施設の整備など、様々な都市防災対策を推進します。

2. 身の回りの安全・安心に関連する施設整備の推進

交通事故や地域の身近な犯罪、道路や公園・施設等における事故などを防ぎ、日常生活上の安全性を高め、市民が地域の中で、安全・安心、そして快適に暮らせる環境を実現していきます。

3. 安全で快適な市民の生活環境の維持

ごみの再資源化や減量化への取り組み、ごみの処理施設の管理など、適正な処理環境の構築を推進するとともに、ごみの不法投棄防止や美化活動をはじめとした、環境保全対策等の実施により、市民の快適な生活環境の維持を図ります。

■基本方針

1) 市民の安全を守る防災関連施設整備の推進

①市街地の防災力の強化

- 地区の特性や実情に応じ、建築基準法、耐震改修促進法等に基づき、建築物の耐震化の促進を図ります。
- 密集性が高い、または木造家屋が建ち並ぶなど、防災上、危険が大きいと想定される既成市街地においては、地域の理解と協力を呼びかけながら、延焼防止効果のある街路の整備、公共空地の確保を図るなど、市街地環境の更新に努めます。
- 公園、緑地等は、災害時の市民の避難場所となり、応急救助活動、物資集積等の基地として活用することができる施設であることから、重要な防災施設として位置づけ、整備を推進します。特に、防災機能を備えた神栖中央公園は、防災意識の啓発の役割を担う拠点として、設備の充実を図り、活用を促進します。
- 道路は、延焼遮断帯、避難路、緊急輸送道路等の役割を果たすなど、災害予防上重要な施設のため、防災機能を十分考慮して整備を促進します。
- 災害発生時には、防災拠点となる施設や小中学校などの教育施設などの避難所へ、速やかに避難・移動できるわかりやすい誘導サイン、経路の整備と周知を促進します。
- 通学路の安全確認や、ブロック塀の耐震性の調査など、子どもや高齢者、障がい者にとっても安全な生活環境の確保に努めます。

②自然災害への防災力の強化

- 「ハザードマップ 津波・津波避難計画」、「液状化ハザードマップ」、「ハザードマップ 洪水・土砂災害」の適宜見直しを行い、危険箇所の周知に努めます。
- 高潮、波浪などによる被害を防止するため、海岸堤防等の海岸保全施設の維持・整備を推進しながら、津波浸水想定区域に位置づけられたエリアの安全性の確保に努めます。
- 民間との協力・連携を強化し、津波から緊急的に身を守るための一次避難場所として、津波避難ビルの指定、協定の締結を推進します。
- 水防の強化を図るため、河川環境の充実や、都市下水路などの排水対策の充実に努めます。

③災害対応力の強化

- 地域防災計画に基づき、かみす防災アリーナ、総合防災備蓄倉庫、防災センターなどの防災施設の活用とさらなる充実・確保を図ります。
- 災害に強いまちを目指し、避難場所や避難路など防災拠点の維持・充実に努めるほか、避難した人々に混乱が生じないように、避難所の食糧・飲料水・生活用水などの確保、防災行政無線など緊急時の情報設備の整備に努めます。
- 避難行動要支援者の把握や支援など、各地域において、迅速できめ細かな対応ができるよう、行政区単位での自主防災組織の結成の促進と育成を図ります。

2) 身の回りの安全・安心に関連する施設整備の推進

① 道路等における安全対策の推進

- ・ 信号機，カーブミラー，路面標示，ポストコーンなどの交通安全施設等の整備・改良を推進し，安全性の確保と交通の円滑化を図ります。
- ・ 歩行者，自転車利用者の保護のため，生活道路等の安全面に配慮した歩道や交差点の整備等に努めます。
- ・ 警察等の関係機関と連携し，子どもから高齢者までの様々な世代を対象に，交通ルールの遵守とマナーの向上を図るため，交通安全教育，交通安全意識の普及・啓発を推進します。

② 日常生活等における安全対策の推進

- ・ 商業・業務施設については，高齢化社会を見据え，自動ドア，エスカレーター，エレベーター，駐車場等における安全対策など，誰もが安心して利用できる施設づくりを促進します。
- ・ 身近な公園については，誰もが安全に利用できるよう，遊具やフェンス・柵などの継続的な点検，改修に努めます。
- ・ バスやタクシーをはじめとした公共交通機関の事業者や利用者に対し，シートベルトの着用など，安全に対する意識啓発を行います。
- ・ 海水浴場や漁港・堤防・水路など水辺の事故防止のため，河川・海岸の安全利用についての啓発を行います。

③ ユニバーサルデザインの推進

- ・ 公共交通機関や公園，多数の人が利用する公共・民間の建築物におけるバリアフリー化，多様な利用者に対応した設備の充実など，ユニバーサルデザインの視点に立った整備を促進し，誰もが自由に社会参加できる都市づくりを進めます。
- ・ 公共サインについては，多言語化対応のほか，色覚・視覚障がいにも対応したサインの整備を進め，すべての人が安全・安心に行動できる環境づくりに努めます。

④ 防犯機能の向上

- ・ 犯罪防止のため，市民と行政による協働のもとに防犯環境を整えながら，地域にきめ細かに浸透する防犯機能の向上を高めます。
- ・ 自主防犯組織の主体的な取組を支援するとともに，相互の連携，市民・関係機関等の連携により地域の安全対策に努めます。
- ・ 道路・公園などをはじめ，学校や公民館など各種公共施設において，防犯に配慮した構造，設備により，犯罪が発生しにくい環境を整備し，安心して暮らせる都市づくりを行います。
- ・ 防犯上の視点から，関係機関と協力し，空き地，空き家の解消に努めます。

3) 安全で快適な市民の生活環境の維持

①生活環境の保全対策

- ・環境基本計画に基づき、市民、事業者および行政が連携、協力しながら環境保全に努めます。
- ・市内全域の環境監視体制の整備を図り、環境汚染物質の監視や情報の提供に努めます。環境調査の測定結果等については、市ホームページ等により情報を公開します。
- ・進出企業との間に公害防止協定を締結するとともに、事業所等の監視強化と環境負荷物質の排出抑制の指導、要請を行います。
- ・不法投棄対策については、茨城県、警察等と連携しながら、重点的な監視体制を構築し、未然防止活動を行います。また、市外から不法投棄物の持ち込みをさせないため、他市町村と情報を共有するなどの連携を強化し、迅速な対応を図ります。
- ・市民・事業者・ボランティア団体などと連携を図りながら、環境美化の推進に努めます。

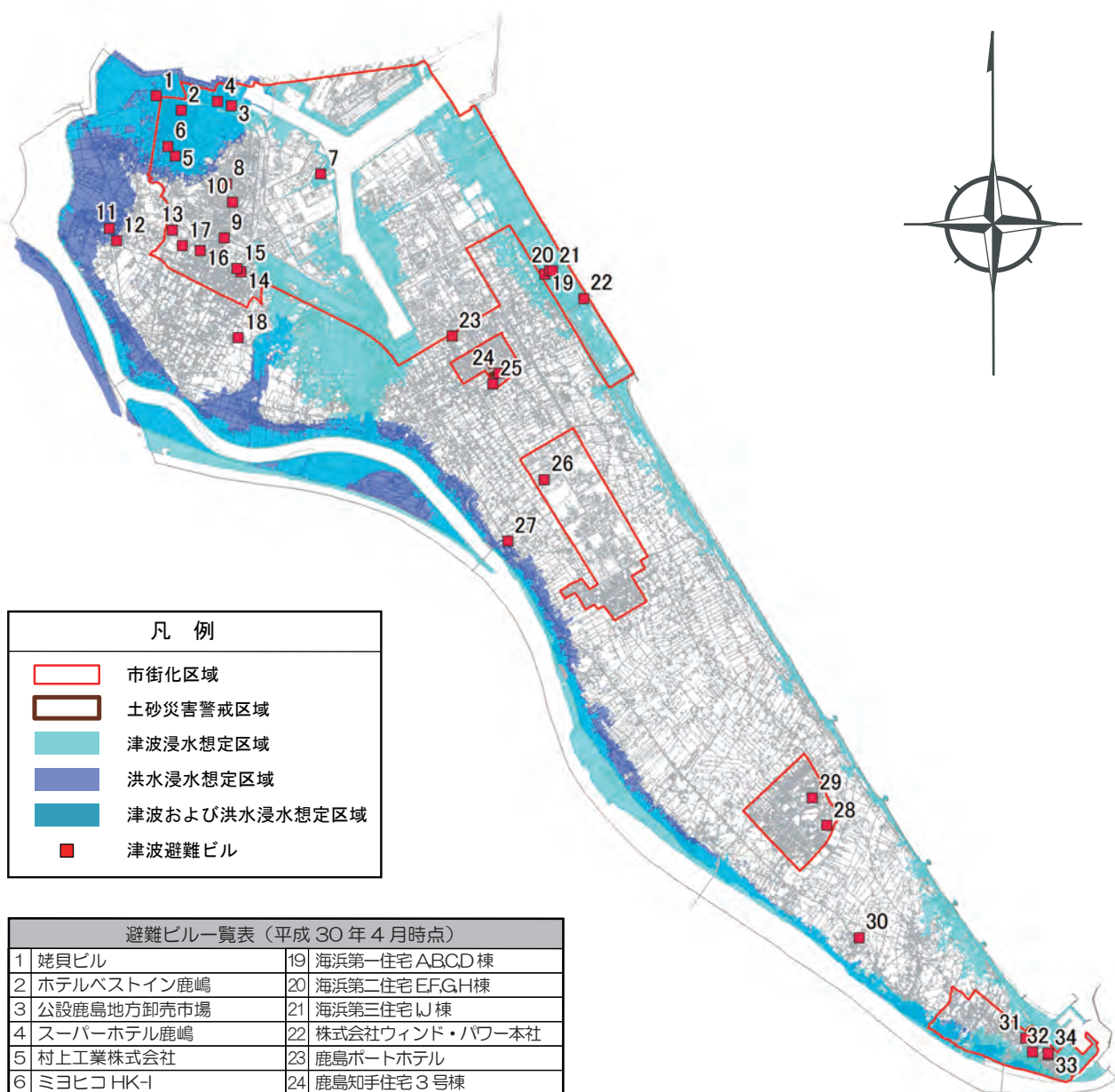
②廃棄物の適正処理・処分の推進

- ・ごみの分別収集の推進を図るため、分別ポスター・冊子の作成、ホームページや窓口での情報提供、多言語での対応などにより、指導・啓発活動を推進するとともに、必要に応じ、分別基準や収集区域、収集手法などの見直しを行います。
- ・リサイクル意識の向上のため、継続的に啓発・情報発信を行うとともに、資源ごみの回収体制の整備と周知に積極的に取り組みます。
- ・鹿島地方事務組合および鹿島共同再資源化センターと連携しながら、可燃ごみ処理施設の安全・安定稼働やコスト削減などを推進するとともに、設備の適正な性能の管理・更新・運用を行います。また、老朽化が進む施設については、必要に応じて計画的な施設管理と補修を進めます。

③墓地・斎場・火葬場の整備

- ・墓地については、既設墓地の適切な維持管理に努めるとともに、増加が見込まれる需要に対応した整備・運用を計画的に推進します。また、墓地を適正に管理するため、墓地台帳の整備を行います。
- ・かみす聖苑、はさき火葬場については、定期的に必要な補修を行い、施設の長寿命化に努めます。

◆津波洪水ハザードマップ



凡 例	
	市街化区域
	土砂災害警戒区域
	津波浸水想定区域
	洪水浸水想定区域
	津波および洪水浸水想定区域
■	津波避難ビル

避難ビル一覧表（平成 30 年 4 月時点）	
1 姥貝ビル	19 海浜第一住宅 ABCD 棟
2 ホテルベストイン鹿嶋	20 海浜第二住宅 EFGH 棟
3 公設鹿島地方卸売市場	21 海浜第三住宅 IJ 棟
4 スーパーホテル鹿嶋	22 株式会社ウィンド・パワー本社
5 村上工業株式会社	23 鹿島ポートホテル
6 ミヨヒコ HK-I	24 鹿島知手住宅 3 号棟
7 鹿島港湾合同庁舎	25 神栖済生会病院
8 第 2 南部マンション	26 新日鐵住金株式会社 技術開発本部 (波崎) 研究棟
9 センチュリームラマツ	27 かわたけ旅館
10 ミヨヒコ HK-II	28 鹿島労災病院
11 常総開発工業株式会社	29 信越化学土合社宅
12 白十字総合病院	30 サンシャインホール雅
13 鹿島アイビーホテル	31 旧波崎済生病院
14 アトンプレスホテル	32 ノヴァホールホテル梅はら
15 ホテルウィングインターナショナル鹿嶋	33 豊ヶ崎住宅 A 棟
16 鹿嶋パークホテル	34 豊ヶ崎住宅 B 棟
17 鹿島セントラルホテル	
18 有限会社郡司工業 本社	

出典：神栖市津波ハザードマップ（平成 29 年 3 月）
神栖市洪水ハザードマップ（平成 30 年 3 月）

(2) 教育，文化，スポーツ，保健，福祉，医療施設等の整備方針

■基本的考え方

これまでの取組から

本市では、教育・文化の振興や向上を図るため、また、地域の医療・福祉の向上や増進などを図るため、拠点となる各種公共施設の整備を行ってきました。しかし、時の経過や時代の変化により、施設の老朽化や耐震性能の強化、バリアフリー化など、様々な課題が生じています。

少子高齢化、人口減少の時代を迎え、魅力ある都市としてより多くの人をひきつけるには、充実したハード、ソフトの提供と、安心や安全な暮らしを守るセーフティネットの環境の両方が、将来にわたり総合的に持続されなければなりません。

そのため、これからは「施設の数」だけではなく、「施設の質の向上」を重視した公共施設の整備が重要となります。

これからの取組の方向性

1. 市民の個性を育む教育・文化・コミュニティ・スポーツ施設の整備の推進

未来を担う子どもたちが、のびのびと育つためには、親が安心して子育てのできる環境づくり、あらゆる人々が生涯にわたって文化や歴史にふれたり、学習活動やスポーツに親しんだりできる環境づくりを構築し、市民の暮らしの幸福度を高めていく必要があります。そのため、教育環境の充実や、様々な市民活動を支援しながら、より水準の高い機会と場を提供する、教育・文化・コミュニティ・スポーツ施設の整備・拡充を図ります。

2. 市民の健康・福祉を支える保健・福祉・医療施設の整備の推進

市民が、生きがいを持ち、豊かな人生を送るためには、心身ともに健康であると同時に、市民が共に支え合いながら、安心して生活ができる体制づくりが大切です。そのため、子どもや女性、高齢者、障がい者など、すべての人が安心して生活し、様々な社会活動に参加できるように、市民の健康・福祉を支える、保健・福祉・医療施設の整備・充実に努めていきます。

1) 市民の個性を育む教育・文化・コミュニティ・スポーツ施設の整備の推進

①学校教育施設等の維持・充実

- ・ 幼児教育施設については、ニーズに合わせた適正な施設の維持に努めます。
- ・ 小・中学校については、地区別の児童・生徒数の推移を踏まえながら、学校規模の適正化を図るとともに、地域性や地区の成り立ちを考慮しつつ、学区変更や配置の検討を進めます。
- ・ 安全で快適な学習環境の整備・充実を図るとともに、改築や老朽化した施設の改修等を進めます。
- ・ 余裕教室の活用や学校施設の開放を積極的に進め、学校と地域の連携・融合による特色ある学校づくりに努めます。
- ・ 高等教育機関の誘致については、広域での取組を進めながら、関係機関に要望していきます。また、市内の高等学校については、社会の変化に対応した学校づくりを促進します。

②生涯学習施設

- ・ 市立図書館は、地域の発展や市民の生涯学習を支援する「市民の暮らしや仕事に役立つ図書館」として、地域を支える情報拠点を目指し、様々なサービスの提供を推進するとともに、地区図書館の充実、学校図書館との連携を図り、利用満足度の向上に努めます。
- ・ 公民館や生涯学習センターなどについては、地域の様々な情報やニーズを蓄積し、市民に情報と学習機会を提供する「学びと交流の場」を目指すとともに、市民ニーズの把握に努め、施設の利用促進に努めます。
- ・ 歴史民俗資料館については、特別展示や常設展示の充実を努め、市民の歴史や文化に対する意識の高揚を図ります。

③コミュニティ施設

- ・ 市民の身近な場所における、コミュニティ活動を支援するため、地区が主体的に整備する、地区集会所の建設や修繕を支援します。
- ・ コミュニティセンターについては、多くの市民が効率的に利用できる仕組みづくりを進めるとともに、コミュニティ施設間のネットワーク化および公民館など他のコミュニティ施設とのネットワーク化を図ります。
- ・ 空き店舗等を活用し、コミュニティ活動の拠点となる施設として整備および利用促進を図ります。

④スポーツ・レクリエーション施設の充実

- ・ 体育館、野球場、サッカー場など様々なスポーツ施設を活用し、市民が気軽に参加できるスポーツ教室および講習会、大会の開催など、レクリエーション活動を推進します。
- ・ 河川敷を活用した市民の気軽なスポーツ・レクリエーションの場となっている利根川沿いの緑地は、スポーツ活動を主体としたレクリエーション拠点として、機能の充実を図ります。
- ・ 多様化する市民の健康志向に対応するため、既存施設の充実を図るとともに、継続して学校体育施設を開放し、地域スポーツ活動を推進します。
- ・ 市内に点在する各種スポーツ施設等については、各種ニーズに対応しながら、土地利用の転換や見直しを含め、充実を図っていきます。

2) 市民の健康・福祉を支える保健・福祉・医療施設の整備の推進

①子育て支援施設

- ・保育所・認定こども園については、小規模保育、事業所内保育等を含む民間施設と連携しながら、立地や規模の適正化を図るとともに、市民ニーズに対応した運営に努めます。また、子どもたちが安全な環境で過ごせるよう、施設等の改善を引き続き推進します。
- ・児童館については、児童の分布状況を勘案しながら、バランスのとれた整備に努めるとともに、老朽化した施設の改修や、ニーズに対応した事業の実施など、子どもたちの居場所の充実に努めます。

②福祉施設

- ・市が運営を行う福祉センター等については、老朽化が進む施設の管理・更新を推進します。また、介護老人福祉施設等については、市民のニーズを把握しながら最適な配置を検討します。
- ・障がい者等が安心して、地域で自立して暮らすため、民間施設や市が設置する児童発達支援事業所、障がい者デイサービスセンター、福祉作業所などの既存施設を活用しながら、サービス基盤の整備・充実を図ります。

③医療施設

- ・すべての市民が、身近で安心な医療サービスが受けられるよう、かかりつけ医の普及定着を進めます。また、当市出身の医師の帰郷を促進し、医師の確保および市内への開業誘致を図ります。
- ・市独自の休日・夜間医療体制の充実を図り、周産期救急医療・小児救急医療の体制整備の促進を図ります。
- ・県の保健医療計画に基づき、広域的医療体制としての第二次救急医療の休日・夜間および救急医療体制の維持・拡充を図ります。
- ・通院の需要に対応できる交通機関の充実を検討します。
- ・ヘルスロード、ランニングコースなどの充実を図り、市民の健康増進・疾病の予防につなげます。

(3) 景観づくりの方針

■基本的考え方

これまでの取組から

本市は、三方を水に囲まれ、四季の変化に富んだ緑地・公園、歴史や文化を感じる社寺林など、日々の暮らしに息づいた、自然豊かな美しい景観を見ることができます。しかし一方では、市街地において、経済性や効率性、機能性を重視した結果、美しさへの配慮を欠いた画一的な景観などがみられます。公共的空間でのごみ投棄など、市民のモラルを問われる事例もみられます。

昨今では、観光地などの風光明媚な景観を維持していくだけでなく、生活の中に息づく一般的な景観をどう改善していくのか、といった視点も着目され始めています。

景観は、都市の価値を高める重要な要素となりつつあります。そのため、本市においても、その自然や歴史、市街地景観といった、本市独自の景観を守り改善していくことが重要となっています。

これからの取組の方向性

1. 地形の特徴や地域資源などを生かした景観の形成

良好な都市の景観を創出することは、地域の資源を神栖らしい個性として育み、“まち”の価値を高めるほか、市民に快適感や満足感を与え、まちに愛着や誇りを育むことにもつながります。そのため、鹿島灘や利根川を臨む良好な水際景観、緑地や農地によって形成される豊かな田園景観を守り、維持していきます。

2. まちの個性を感じる魅力あるまちなみの形成

落ち着いた田園集落景観、活力を映し出す産業景観、快適な住宅地の景観、歴史や文化を感じる景観、来訪者にとってまちの顔となる沿道景観などを形成するとともに、それらをつなぐ景観軸を構築し、魅力あるまちを創出します。そして、商業地や工業地、住宅地など面としての景観形成の充実を図り、まちの個性を生かした魅力あるまちなみを形成します。

■基本方針

1) 地形の特徴や地域資源などを生かした景観の形成

①海の景

- ・鹿島灘沿岸に広がる砂丘地帯など、海浜等における貴重な資源を守り、自然環境・自然景観の回復を図るとともに、多様なレクリエーション需要に応えられる施設の整備を推進します。
- ・周囲の自然と調和した、海に親しむことのできる魅力的な水辺空間の創出を図ります。

②川の景

- ・沖ノ洲、常陸利根川、外浪逆浦など、美しい自然景観の保全に努めるとともに、河川に架かる橋梁もシンボルとして景観に配慮していくものとします。
- ・銚子大橋からリバーサイドパークまでの、利根川沿いに延びる河畔プロムナードの景観を生かしながら、機能の向上を図っていきます。

③田園の景

- ・農地、屋敷林、河川・水路が調和した、特徴のある田園景観を守るため、農地の保全や河川・水路等の水辺環境の保全、屋敷林の保全に努めます。
- ・農地の景観作物栽培や、農村集落等における連続した生け垣の設置などにより、田園景観と調和した落ち着いた景観の形成に努めます。

2) まちの個性を感じる魅力あるまちなみの形成

①集落の景

- ・日本の伝統的な水田風景を残している集落においては、周辺環境と一体となった景観づくりを誘導していきます。
- ・市街地に近接する集落地においては、周辺の自然環境と調和した、落ち着いた景観の保全と育成を図ります。
- ・漁港周辺など漁村集落の文化・伝統を生かしたまちなみの形成を図っていきます。

②産業の景

- ・臨海部の工場施設群においては、事業者と協働した施設緑化の推進など、産業景観の魅力づくりを図ります。
- ・市街地内に立地する工業施設については、周辺環境に配慮した緑豊かな工業地の景観づくりに努めます。

③住まいの景

- ・市内の住宅地については、地域ごとの特性に応じて、敷地の最小規模や、住宅の形態・色彩、生け垣の設置などについて、地域住民との協働によりルールを定め、良好な景観形成が図られるよう適切な支援を図ります。

④暮らしの景

- 鹿島セントラルホテル周辺については、本市を印象づける重要な場所であることから、景観を重視した都市づくりに努めます。そのため、施設のデザインや色彩の調和などを図るほか、緑化などの手法を取り入れながら、景観の向上に結びつくような形での都市整備の充実を図ります。
- 建築物や駐車場などの公共的な施設では、地域特性に配慮したデザインや緑化を推進し、個性ある景観づくりを進めます。

⑤歴史の景

- 息栖神社などをはじめとした社寺林については、地域の歴史や文化を感じさせる特徴ある景観資源として、積極的に保全を図り、これらに親しめる散策路の整備に努めるなど、魅力ある景観の創出を図ります。そして、これらの景観資源を観光資源として生かしていく取組を強化します。

⑥道の景

- 幹線道路沿道については、景観の統一性や調和に配慮するとともに、違反広告物の撤去など、景観を阻害する要因の除去等に努め、良好な沿道景観の形成を図ります。特に、国道沿道については、立地する建物や駐車場についても、緑化やデザイン、色彩の調和など、周辺の景観に配慮したものとなるよう誘導していきます。
- 主要な道路においては、電線類の地中化等の整備により、沿道景観の向上に努めます。
- 緑の導入路（自然や歴史・文化など、特徴ある各拠点へのアクセスルートとなる道路の緑化）の整備等により、良好な景観が連続的に広がる、景観ネットワークの形成に努めます。
- 河川や海岸など、本市の特徴となるこれらの景観を、気軽に楽しむことのできるロケーション（視点場）づくりに向け、道路等の都市施設整備に努めます。

⑦景観の軸づくり

- 国道 124 号をはじめ、主要地方道水戸神栖線、主要地方道成田小見川鹿島港線などの本市の骨格となる広域幹線道路においては、沿道緑化や都市施設のデザインの統一、色彩の調和など、沿道に広がるロケーション（視点場）を生かし、都市中心軸にふさわしい道路景観の形成に努めます。
- 風光明媚な鹿島灘沿岸のシーサイド道路においては、水辺景観を保全するとともに、親水空間、レクリエーション空間としての活用を図り、水と緑の連携軸にふさわしい道路景観の形成に努めます。
- 水辺景観を楽しむことのできる利根川沿いの散策路やサイクリングロードについては、水辺の動植物とのふれあいなど、多様なレクリエーション空間として整備を推進し、水と緑の連携軸にふさわしい道路景観の形成に努めます。

(4) 都市の低炭素化の実現に向けた方針

■基本的考え方

これまでの取組から

持続可能な都市の実現に向けて、環境負荷の少ないシステムへの期待が一層高まっています。国においても都市の低炭素化を促進するために「医職住近接による移動距離の短縮化や建築物の低炭素化等を促進する法制上の措置等の早期実施」が位置づけられ、エネルギーの持続可能性からも、コンパクトシティの実現が期待されています。

これからの取組の方向性

1. 都市機能の集約化と公共交通の利用促進

先進技術の導入や、きめ細かなニーズに対応した公共交通の利用促進などにより、自動車交通による温室効果ガスの排出量を抑制するとともに、公共交通の円滑な運用を図り、誰もが暮らしやすい生活環境を創造します。また、都市機能の集約化と公共交通の利用促進を一体的に進め、総合的に低炭素化を図るまちづくりを目指します。

2. 新しい技術の導入によるエネルギー使用の効率化

効率的かつ自立性にも優れたエネルギーシステムを導入し、環境負荷の少ない低炭素なまちづくりを推進します。再生可能エネルギーや新エネルギーなど先端技術を積極的に活用し、環境性能の高い施設の誘導に努めるとともに、市全体で地球温暖化対策に取り組めます。

1) 都市機能の集約化と公共交通の利用促進

①都市機能の集約化によるエネルギー消費の削減

- ・病院・福祉施設などの多数の人が利用する施設においては、それらを連携する公共交通の充実を図り、移動にかかるエネルギーの削減を目指します。
- ・都市計画道路の整備や交差点などの改良により、道路交通の円滑化を図り、交通渋滞による温室効果ガスの排出を抑制します。
- ・本市の特徴である直線的に配置された拠点間の公共交通によるアクセスの向上に努め、利用促進を一体的に展開し、環境にやさしい生活圏の形成を目指します。

②多様な移動手段への転換

- ・市内立地企業との連携や、各種公共交通機関の運用改善などにより、公共交通の利便性を向上させ、自家用車から公共交通への転換を促進し、渋滞緩和や移動の効率化に取り組み、環境負荷の軽減を図ります。

③クリーンエネルギーを導入した交通手段の普及

- ・新エネルギーによる自動車や、技術革新による新たな移動交通手段の導入・普及を図り、環境負荷の少ない交通環境の創造を目指します。
- ・利用拡大が期待される水素エネルギーについては、水素社会の実現に向けた国等の動向に注視しながら取組を進めます。

2) 新しい技術の導入によるエネルギー使用の効率化

①先進技術の導入によるエネルギー使用の効率化

- ・自立性の高いエネルギーシステムの導入を図り、より環境負荷が少なく、災害時にも都市機能の継続が可能となるまちづくりを進めます。
- ・これまでに導入されてきた再生可能エネルギーの有効な活用、先進技術の積極的な導入など、本市にとって最適なエネルギーシステムの構築に取り組みます。
- ・エネルギー効率の良い建築物など、施設・設備の環境性能の向上を推進するとともに、環境負荷低減への情報提供・啓発により、市民と行政が共に取り組み、市全体で地球温暖化対策を推進します。